

官報号外

令和四年六月三日

○第二百八回 参議院会議録第一一十八号

令和四年六月三日(金曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第二十八号
令和四年六月三日

午前十時開議
第一 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築
を図るための資金決済に関する法律等の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 航空法等の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

第三 電波法及び放送法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 安定的かつ効率的な資金決済制度の
構築を図るための資金決済に関する法律等の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題
といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員
長豊田俊郎さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(山東昭子君) ただいま議題となりました法律案
につきまして、財政金融委員会における審査の経
過及び結果を御報告申し上げます。

○豊田俊郎君 (拍手)
ただいま議題となりました法律案
につきまして、財政金融委員会における審査の経
過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金融のデジタル化等に対応し、安
定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るた
め、電子情報処理組織を用いて移転することがで
きる一定の通貨建て資産等である電子決済手段の
交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金
融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行
う為替取引分析業の創設等の措置を講じようと
するものであります。

委員会におきましては、いわゆるステーブルコ
インへの規制の方向性、為替取引分析業を創設す
る意義、今後のマネーロンダリング対策等の在り
方等について質疑が行われましたが、その詳細は
会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

○議長(山東昭子君) [賛成者起立]
総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。
本案に賛成の皆さんに起立を求めます。

○議長(山東昭子君) [賛成者起立]
総員起立と認めます。

○議長(山東昭子君) まだいま議題となりました法律案
につきまして、国土交通委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

○斎藤嘉隆君 (拍手)
まだいま議題となりました法律案
につきまして、国土交通委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における航空輸送をめぐる状
況に鑑み、航空分野における脱炭素社会の実現に
向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確
保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方
針の策定、航空運送事業者が作成する航空運送事
業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作
成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並
びにこれらの計画に基づく事業等に係る特別の措
置について定めるとともに、航空運送事業基盤強
化方針等の特例の延長等の措置を講じようとする
ものであります。

委員会におきましては、SAFの導入の促進、
空港の脱炭素化に向けた取組、航空会社等に対する
国の支援策等について質疑が行われましたが、
その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

本法律案に対しても附帯決議が付されてお
ります。

なお、本法律案に対しても附帯決議が付されてお
ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。
本案に賛成の皆さんに起立を求めます。

○議長(山東昭子君) [賛成者起立]
総員起立と認めます。

○議長(山東昭子君) 日程第一 航空法等の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題
といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員
長斎藤嘉隆さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(山東昭子君) 日程第二 電波法及び放送
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長平
木大作さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(山東昭子君) 日程第三 電波法及び放送
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長平
木大作さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○平木大作君 (拍手)
まだいま議題となりました法律案
につきまして、総務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電波の公平かつ能率的な利用を促
進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電
話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度
の整備、電波利用料制度の見直し等を行なは
近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基
幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項に外
国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変
更を届出義務の対象に追加する等、情報通信分野
の外資規制の見直しを行うとともに、日本放送協
会の受信料の適正かつ公平な負担を図るために還
元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じよ
うとするものであります。

委員会におきましては、電波監理審議会の機能強化、周波数の割当て制度の在り方、実効性のある外資規制の制度整備、NHKの還元目的積立金制度の適切な運用、放送の自律性の確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会を代表して柳ヶ瀬裕文理事、日本共産党を代表して伊藤岳委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

○議長(山東昭子君)　過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。(拍手)
〔賛成者起立〕

本日はこれにて散会い

出席者は左のとおり。

議員

伊藤 岳君
武田 良介君
芳賀 道也君
大門 実紀史君
田村 智子君
岩渕 友君
吉良 よし子君
山添 拓君
矢田 わか子君
倉林 明子君

古賀友一郎君	三原じゅん子君	上野通子君	中川雅治君	水落敏栄君	宇都隆史君
岡田祐介君	岡田広君	金子原二郎君	須藤元氣君	須藤元氣君	中西
堀井安達君	堀井澄君	増子輝彦君	三宅伸吾君	比嘉奈津美君	岡田
藤木眞也君	藤木眞也君	高橋克法君	山田昇治君	小野田紀美君	水落
今井繪理子君	高野光三郎君	江島潔君	石井俊男君	高野光三郎君	敏栄
堀井巖君	岡田直樹君	高橋俊男君	藤川政人君	藤川政人君	宇都
喜美君治子君	有村聰君	石井準一君	野上浩太郎君	岡田昌一君	隆史
竹内功君	渡辺哲君	関口昌一君	藤川昌一君	藤川昌一君	中西
中西哲君	こやり隆史君	中西哲君	中西哲君	中西哲君	古賀友一郎君
自見はなこと君					三原じゅん子君

進藤金日子君	羽生田俊君	豊田俊郎君	滝波宏文君	丸川珠代君	佐藤正久君	堂故茂君	丸川俊郎君	豊田俊郎君	滝波宏文君	進藤金日子君
片山大介君	音喜多駿君	柳ヶ瀬裕文君	那谷屋正義君	福島みずほ君	長浜博行君	石垣のりこ君	横沢高徳君	木戸口英司君	杉尾秀哉君	森ゆうじ君
						裕人君	高徳君	英司君	勇一君	國義君
						眞山	木戸口	杉尾	木戸口	木戸口
						野田	高徳君	秀哉君	秀哉君	高徳君
						徳永	徳永	エリ君	エリ君	徳永
						難波	難波	獎二君	獎二君	難波
						川田	川田	龍平君	龍平君	川田
						青木	青木	愛君	愛君	青木
						森	森	ゆうじ君	ゆうじ君	森

馬場	成志君
長峯	誠君
滝沢	求君
森	芳文君
古川	俊治君
猪口	邦子君
片山	さつき君
佐藤	信秋君
櫻井	充君
武見	敬三君
芝	博一君
中曾根	弘文君
羽田	次郎君
森屋	隆君
石川	大我君
岸	真紀子君
小沢	雅仁君
勝部	賢志君
吉田	古賀之士君
森本	忠智君
斎藤	吉隆君
田名部	匡代君
吉川	沙織君
蓮	紡君
水岡	俊一君
白	眞勲君
福山	哲郎君
鉢呂	彭君
郡司	吉雄君
高木	みづほ君
石井	苗子君
梅村	かおり君

官 報 (号 外)

第一条中「暗号資産の交換等」を「電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分析に改める。」

第二条第四項中「許可」を削り、同条第五項中「暗号資産」を「電子決済手段に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「物品」を「物品等」に、「ものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産」を「通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)」に改め、「できるもの」の下に「(第三号に掲げるものに該当するものを除く。)」を加え、同項に次の二号を加える。

三 特定信託受益権

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第十九項を同条第三十一項とし、同条第十八項を同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは」を「第二条第二項に規定する信託会社若しくは同条第六項に規定する」に、「をいう」を「(次項において「信託銀行等」という。)」を「(次号に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の二項を加える。」

27 この法律において「特定信託会社」とは、特定信託受益権を発行する信託会社等(信託銀行等を除く。)のうち政令で定めるものをい

う。
28 この法律において「特定信託為替取引」とは、特定信託受益権の発行による為替取引を

いう。

第二条第十五項中「及び」を「電子決済手段等取引業務(電子決済手段等取引業者が行う第

十項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十二条の十六第一項第一号において同じ。)及び」に、「第七項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「苦情処理手続(資金移動業)の下に」(第三十

六条の二十四項に規定する特定資金移動業を除く。以下この項において同じ。)、電子決済手段等取引業を、「紛争解決手続(資金移動業)の下

に「電子決済手段等取引業を加え、同項を同

条第二十四項とし、同条第十三項を同条第二十

三項とし、同条第十項から第十二項までを十項

ずつ繰り下げ、同条第九項中「許可」を削り、同

項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を

加える。

18 この法律において「為替取引分析業」とは、第六十三条の二十三の許可を受けた者を

三 当該為替取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第

二十二号)第八条第一項の規定による判断を行って際し必要となる分析を行い、その結果を当該金融機関等に通知すること。

四 この法律において「為替取引分析業者」とは、第六十三条の二十三の許可を受けた者を

四 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 他人のために電子決済手段の管理をすること(その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者(当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。)との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

19 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二

条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権に該当するものを除く。)をいう。

9 この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される場合に限る。)であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることにその他の内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

10 この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行なうことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、

二 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に

関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第九条に規定する公告国際テロリストその他これに準ずる者として主務省

令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 他人のために電子決済手段の管理をすること(その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者(当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。)との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

11 この法律において「電子決済手段関連業務」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段の管理をいう。

12 この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の二の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「外国電子決済手段等取引業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十二条の三の登録と同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を受けて電子決

济手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して第十項第四号に掲げる行為に相当する行為を業として行う者をいう。

14 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段(通貨建資産に該当するものを除く)を除く。次号において同じ。)であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

第三条第五項の次に次の二項を加える。

6 この法律において「物品等」とは、物品その他の財産的価値(本邦通貨及び外国通貨を除く)をいう。

第三条第一項各号中「物品」を「物品等」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号並びに同条第三項及び第四項中「物品」を「物品等」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この章において「高額電子移動可能型前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 第三者型前払式支払手段のうち、その未使用残高(第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができ

る金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額をいう。以下この号及び次項並びに第十一条の二第一項第一号において同じ。)が前払式支払手段記録口座に記録されるものであつて、電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの(移転が可能な一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であることその他の前払式支払手段の利用者の保護に欠け、又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める要件を満たすものに限る。)

二 前号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

9 この章において「前払式支払手段記録口座」とは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座(該口座に記録される未使用残高の上限額が高額として内閣府令で定める額を超えるものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものに限る。)をいう。

第五条第一項第七号及び第八条第一項第六号中「物品」を「物品等」に改める。

第十一条第一項第三号及び第四号中「物品」を「物品等」に改め、同項第七号中「許可」を削る。

第十二条第一項第三号に次に第一条を加える。

(業務実施計画の届出)

第十三条第一項第三号中「物品」を「物品等」に改め、内閣府令で定めるところによつて、内閣府令で定めるところによりその登録を拒否する場合を除くほか

第三十九条第一項第一号	前条第一項各号に掲げる	資金移動業務	特定資金移動業務
	電子移動可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、内閣府令で定めるところによつて、内閣府令で定めるところによりその登録を拒否する場合を除くほか	第三十七条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を	第三十七条の二第三項の規定による届出があつたときは、

第三十九条第一項第一号	前条第一項各号に掲げる	資金移動業者登録簿に登録し	特定信託会社名簿に登載し
	内閣府令で定める	当該届出をした者に係る特定資金移動業の内容及び方法その他	

第三十七条の次に次の二条を加える。

(特定信託会社に関する特例)

第三十七条の二 特定信託会社は、第四十条第一項第七号及び第八号に該当しない場合に

は、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、特定資金移動業を營むことができる。

二 当該高額電子移動可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録され未使用残高の上限額を定める場合にあつては、当該上限額

の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三 その他高額電子移動可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移動可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により届け出た業務実施計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

5 第三十六条の二第一項中「のうち」を「特定資金移動業を除く。第四項を除き、以下同じ。」のうち」に改め、同条に次の二項を加える。

6 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

7 第三十六条の二第一項中「のうち」を「特定資金移動業を除く。第四項を除き、以下同じ。」のうち」に改め、同条に次の二項を加える。

8 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

9 第三十六条の二第一項中「のうち」を「特定資金移動業を除く。第四項を除き、以下同じ。」のうち」に改め、同条に次の二項を加える。

10 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

11 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

12 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

13 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

14 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

15 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

16 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

17 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

18 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

官 報 (号 外)

第三十九条第二項	第三十九条第一項第一号	登録年月日及び登録番号	登録を	登録年月日及び登録番号
第三十九条第三項	第四十条の二第一項	資金移動業者登録簿	登録申請者	届出年月日及び届出受理番号
第三十九条第三項	第四十一条第三項	第一種資金移動業をする事項	特定信託会社名簿	第三十七条の二第三項の規定による届出をした者
第四十一条第四項	第四十一条第四項	第三十八条第一項各号	特定資金移動業の内容及び方法	届出年月日及び届出受理番号
第四十一条第五項	第四十一一条第五項	第三十九条第一項第一号	少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として	登載を
第五十一条	第五十一条	除く	特定信託会社名簿に登載し	届出年月日及び届出受理番号
第五十一条の四第一項第一号	第五十一条の四第一項第一号	提供	特定信託会社名簿に登載し	登載を
第五十一条の四第一項第二号、第二項及び第三項	第五十一条の四第一項第二号	提供	特定信託会社名簿に登載し	届出年月日及び届出受理番号
第五十三条规定	第五十三条第一項	提供	特定信託会社名簿に登載し	登載を
第五十三条第二項	第五十三条第二項	提供	特定信託会社名簿に登載し	届出年月日及び届出受理番号
第五十三条第三項	第五十三条第三項	提供	特定信託会社名簿に登載し	登載を

第五十六条第一項	第五十六条第一項第三号	第五十八条	第六十一条第一項第二号	第六十一条第二項	第六十一条第五項	第六十一条第六項	第六十二条第一項
第一百八条第一号	第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を	第五十八条	第五十九条第二項第二号に掲げる場合において、当該	第五十六条第一項又は第二項	第五十六条第一項	当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	当該特定信託会社について破産手続開始の申立て等が行われた場合において、当該
第五十二条の七十三条第三項	資金移動業務	第六十一条第七項	第六十二条第一項	第六十二条第一項	第六十二条第一項	及び新たな受託者(信託会社等に該当するものに限る。)が就任した場合を除く	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業と
第二号の項	第三十六条の二第一項	第三十六条の二第四項	第三十六条の二第一項	第三十六条の二第一項	第三十六条の二第一項	第三十七条の登録を取り消し	第三号又は第四号

令和四年六月三日 参議院会議録第二十八号
安定のかつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

3 特定信託会社は、第一項の規定により特定資金移動業を営もうとするときは、内閣府令で定めるところにより、第四十条第一項に規定する書類及び第八号に該当しないことを誓約する書面、特定資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付して、その旨、特定資金移動業の内容及び方法その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第一項の規定により特定資金移動業を営む特定信託会社は、当該特定資金移動業に係る特定信託受益権の受益者が信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還を請求した場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部を解約することによりその請求に応じなければならぬ。ただし、利用者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条第一項中「前条」を「第三十七条」に改め、同項第四号中「第四十条第一項第十号において同じ」と削り、同項第七号中「この章」の下に「及び第七条第六号」を加える。

第四十条第一項第七号中「登録を取り消され、」の下に「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは」を、「同種類の登録」及び「当該登録」の下に「許可」を加え、「許可」を削り、同項第十号中「若しくは監査役」を「監査役若しくは執行役」に、「国内における代表者を含む」を「外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とするに改め、同号二中「出資の受入れ、預り金及び金利等の

取締りに関する法律若しくは」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に、「又は」を「信託業法又は」に改め、同号を同項第九号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「若しくは」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に、「又は」を「若しくは信託業法又は」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 第三十七条の二 第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定に

による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第四十一条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「第四十条第一項第十号において同じ」を削り、同項第七号中「この章」の下に「及び第七条第六号」を加える。

第三十八条第一項中「前条」を「第三十七条」に改め、同項第四号中「第四十条第一項第十号において同じ」と削り、同項第七号中「この章」の下に「及び第七条第六号」を加える。

第四十五条の二第一項中「第五十三条第三項の二十六第五項及び第六十三条の十二第五項において同じ」と改める。

第五十一条の四第五項中「第六十二条の二十六第五項及び第六十三条の十二第五項において同じ」と改める。

第六十一条第二項に後段として次のように加える。

第六十一条第二項中「第六十二条の二十一の見出し中「取消し」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「又は前条第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは第六十三条の二十一の登録が効力を失ったときは」を「暗号資産交換業の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

第六十三条の二十一の見出し中「取消し等」を「取消し」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「又は前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失ったときは」を「暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く」は、当該暗号資産交換業者であつた者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、その行

引に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。この場合において「その行う為替取引に関し負担する」を「当該」に改め、同条第二項中「履行を行」の下に「速やかに完了しなければならない。この場合において、当該資金移動業者は、当該債務の履行を行」を加える。

第六十三条の見出し中「外国資金移動業者」を「外国資金移動業者等」に改め、同条中「は」を「及び信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者第三十七条の二第三項の規定による届出をしている外国信託会社(同法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。)を除く。」は、「に改め、同条を第六十二条の一とする。

第六十三条の三第一項第四号中「第六十三条の五第一項第十一号において同じ」を削る。

第六十三条の二十一の見出し中「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。」を削る。

第六十三条の十四第二項中「第二条第七項第三号」を「第二条第十五項第三号」に改める。

第六十三条の二十第二項に後段として次のように加える。

第六十三条の十二第二項中「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。」を削る。

第六十三条の二十一の見出し中「取消し等」を「取消し」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「又は前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失ったときは」を「暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く」は、当該暗号資産交換業者であつた者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、その行

の規定による電子決済手段等取引業の廃止

九 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項

を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において「その行う暗号資産の交換等に関し負担する及び「その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の」を「当該」に改める。

第六十三条の二十二中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 電子決済手段等
第一節 総則
(電子決済手段等取引業者の登録)

第六十二条の三 電子決済手段等取引業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、

(登録の申請)

第六十二条の四 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 電子決済手段等取引業に係る営業所の名稱及び所在地

四 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外國電子決済手段等取引業者にあつては外國の法令上これらに相当する者とする)の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 電子決済手段等取引業の業務の種別(電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四

号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。

第六十二条の七第一項、第六十二条の二十
六第二項及び第百七条第九号において同じ。)

八 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

九 第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の商号及び住所

十 電子決済手段等取引業の内容及び方法

十一 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十二 他に事業を行つているときは、その事業の種類

十三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、電子決済手段等取引業を記載する書類を添付しなければならない。

(電子決済手段等取引業者登録簿)

三 電子決済手段等取引業に係る営業所の名稱及び所在地

四 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外國電子決済手段等取引業者にあつては外國の法令上これらに相当する者とする)の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 電子決済手段等取引業の業務の種別(電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四

3 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外國電子決済手段等取引業者(国内に営業所を有する外国会社に限る)でないもの

二 外國電子決済手段等取引業者にあっては、国内における代表者(国内に住所を有するものに限る)のない法人

三 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 電子決済手段等取引業者をその会員(第八十七条第二号に規定する会員をいう)とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人(電子決済手段関連業務を行う者に限りる)であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則(電子決済手段等取引業の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る)に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

七 他の電子決済手段等取引業者が現に用い

ている商号と同一の商号又は他の電子決済手段等取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

八 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の二の登録を取り消され、第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の行政処分を含む)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業(第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業をいう。以下同じ)の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二第二項の規定による特定資金移動業をいう。以下同じ)の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二第二項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外國の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法

締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

十一 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国電子決済手段等取引業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者の法人

ハ 心身の故障のため電子決済手段等取引業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

口 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当すること受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 電子決済手段等取引業者が第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。（変更登録等）

第六十二条の七 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項のいづれかに変更があつたとき、第一項の規定による変更登録を受けた場合及び前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項各号に掲げる事項のいづれかに変更があつたとき、第一項の規定による変更登録を受けた場合は、届出があつた事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第六十二条の八 銀行等又は資金移動業者であつて、電子決済手段を発行する者（以下この条において「発行者」という。）は、第六十二

第六十二条の五第一項	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか	第六十二条の八第三項の規定による届出があつたときは、前条第一項各号に登録し	第六十二条の五第一項第一号	第六十二条の五第一項第一号を除く。
第六十二条の五第一項第一号	登録年月日及び登録番号	前条第一項各号	第六十二条の五第一項第一号	第六十二条の五第一項第一号を除く。
第六十二条の五第一項第一号	登載を	登載を	第六十二条の五第一項第一号	第六十二条の五第一項第一号を除く。

3 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の二号及び第七号から第十二号までを除く。）と読み替えるものとする。

四第一項第八号から第十号までに掲げる事項

第六十二条の五第三項	電子決済手段等取引業者登録簿	第一項の名簿
前条第三項	から第十号まで	又は第十号
前条第四項	第六十二条の四第一項各号	第六十二条の四第一項各号(第九号を除く。)
前条第五項	電子決済手段等取引業者登録簿に登録し	第六十二条の五第一項の名簿に登載し
第六十二条の十二	より、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明	より
第六十二条の十七第一項	利用者	利用者」と、同法第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあらわすのは「資金決済に関する法律による届出の受理番号
第六十二条の二十二第一項	次の各号のいずれか	第六十二条の三の登録を取り消し
第六十二条の二十五第二項	当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	電子決済手段等取引業の廃止を命じ
第六十二条の二十六第一項	又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消された	の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める

3 発行者は、第一項の規定により電子決済手段等取引業を行おうとするときは、第六十二条の四第一項各号(第九号を除く。)に掲げる事項を記載した書類、第六十二条の六第一項第八号及び第九号に該当しないことを誓約す	る書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。
第六十二条の十三 電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他の財産(電子決済手段を除く。)の預託を受け、又は当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者として政令で定	められた者に利用者の金銭その他の財産を預託されなければならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
第六十二条の十四 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関し内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。	(利用者財産の管理)
第六十二条の十五 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない。	(発行者等との契約締結義務)

第六十二条の十三 電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他の財産(電子決済手段を除く。)の預託を受け、又は当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者として政令で定	められた者に利用者の金銭その他の財産を預託されなければならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
一 電子決済手段関連業務を行う場合 当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を発行する者	2 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。
二 第二条第十項第四号に掲げる行為を行う	3 電子決済手段等取引業者は、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める者(以下この条において「発行者等」という。)との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従つて当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならぬ。
二 第二条第十項第四号に掲げる行為を行う	4 第二条第十項第四号に掲げる行為を行つて、内閣府令で定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結した者は、当該契約に係る電子決済手段等取引業の運営に係る権利義務を負う。

場合 同号の資金移動業者
指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関

との契約締義務等)

第六十二条の十六 電子決済手段等取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が電子決済手段等取引業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定電子決済手段等取引業に係る手続実施基本契約(第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。)を締結する措置

二 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合 電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

(第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約を締結する措置)を講じる場合に該当していなかった場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたときは、第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間とし

て内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していなかった場合において、同号の一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認められたとき、又は

同号の一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第一百条第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)

その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間とし

て内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していなかった場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき、第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

四 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用者その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

(金融商品取引法の準用)

第六十二条の十七 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項

を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第二十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定(次項において「金融商品取引法規定」という。)によれば、特定電子決済手段等取引契約(通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動するおそれがある電子決済手段として内閣府令で定めるものに係る電子決済手段関連業務を行うことを内容とする契約をいう。同項において同じ。)に係る電子決済手段関連業

を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第二十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定(次項において「金融商品取引法規定」という。)によれば、特定電子決済手段等取引契約(通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動するおそれがある電子決済手段として内閣府令で定めるものに係る電子決済手段関連業務を行うことを内容とする契約をいう。同項において同じ。)に係る電子決済手段関連業

務を行う電子決済手段等取引業者について準用する。この場合において、同項に定める場合を除き、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定電子決済手段等取引契約」と、「顧客」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

2 金融商品取引法規定を特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務を行う場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下同じ。)を行ふことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という)

顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下同じ。)を行ふことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という)

第三十四条	第三十四条
第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用者その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。	第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。
第五号	第五号
第四十条第一号	第三十七条第二項
第三十七条の三第一項第	第三十七条の三第一項第
第五号	第五号
金融商品取引行為	金融商品取引行為
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場
金融商品取引行為	金融商品取引行為
通貨の価格	通貨の価格
特定電子決済手段等取引契約の締結	特定電子決済手段等取引契約の締結
特定電子決済手段等取引契約の締結	特定電子決済手段等取引契約の締結

(帳簿書類)

第六十二条の十八 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、その電

子決済手段等取引業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第六十二条の十九 電子決済手段等取引業者

は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 電子決済手段等取引業者(電子決済手段の管理を行う者に限る)は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関する利用者の電子決済手段の数量その他当該電子決済手段の管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
3 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
4 第二項の報告書には、電子決済手段等取引業に関する利用者の電子決済手段の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
(立入検査等)

第六十二条の二十 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段等

取引業者に対し当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段等取引業者の営業所その他他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることを命ずることができる。

二 第六十二条の二十一 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のためには、内閣府令で定めるところにより第六十二条の三の登録を取り消すことができる。

二 第六十二条の二十二 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 第六十二条の二十三 内閣総理大臣は、前条第二項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消したとき、又は第六十二条の二十五第三項の規定により第六十二条の三の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第六十二条の二十四 内閣総理大臣は、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雜則

二 第六十二条の二十五 電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 不正の手段により第六十二条の三の登録を受けたときは、その必要的限度において、当該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(一以上)の段階にわ

たる委託を含む)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させことができ。
3 前項の電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときには、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができ
る。
(業務改善命令)
第六十二条の二十一 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のためには、内閣府令で定めるところにより第六十二条の三の登録を取り消すことができる。
3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

2 又はこれらに基づく処分に違反したとき。
2 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業の全部を廃止したときは、当該電子決済手段等取引業者を代表する取締役若しくは執行役(外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者にあっては、国内における代表者の所在地を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段等取引業者から申出がないときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録を取り消すことができる。
3 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
3 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
4 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く)には、廃止しようとする電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業が電子決済手段等取引業に関する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移

2 産手続開始の申立て等が行われたとき。
2 電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業の全部を廃止したときは、当該電子決済手段等取引業者を代表する取締役若しくは執行役(外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者にあっては、国内における代表者の所在地を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段等取引業者から申出がないときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録を取り消すことができる。
3 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
3 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
4 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く)には、廃止しようとする電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業が電子決済手段等取引業に関する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移

転しなければならない。

6 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者(外国電子決済手段等取引業者を除く)が電子公告(同法第二条第三十四条に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第三項、第九百四十七条、第九百四十六条、第九百四十五条、第九百五十五条の規定は、外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第六十二条の二十六 電子決済手段等取引業者について、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消されたとき(電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、当該電子決済手段等取引業があつた者は、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業は利用者に移転しなければならない。この場合において、当該電子決済手段等取引業であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお当該種別の業務を行なう電子決済手段等取引業者として第六十二条の三の登録を受けているものとみなす。

(外国電子決済手段等取引業者の勧誘の禁止)

第六十三条 第六十二条の三の登録を受けていない外国電子決済手段等取引業者は、国内に

ある者に対して、第二条第十項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

第六十五条第一項第二号中「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十二条に規定する基金をよる特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によることの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第六十七条第一項中「前条第二項第四号イ」を「前条第二項第五号イ」に改める。

第八十二条第一項中「その」を「第六十四条第一項」に改める。

第四章を第四章の二とし、同章の前に次の二章を加える。

第四章 為替取引分析

第一節 総則

(為替取引分析業者の許可)

第六十三条の二十三 為替取引分析業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行つてはならない。ただし、その業務の規模及び態様が、当該業務に係る金融機関等(その行う為替取引に関して、為替取引分析業を行う者に第

二条第十八項各号に掲げる行為のいずれかに該当する目的の範囲内においては、なお電子決済手

段等取引業者とみなす。

2 電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を併せて行う電子決済手段等取引業者について、第六十二条の七第五項の規定により一の種別の業務の全部の廃止による電子決済手段等取引業の業務の種別の変更が電子決済手段等取引業者登録簿に登録されたときは、当該電子決済手段等取引業者は、廃止した種別の業務に係り負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該業務に係り管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお当該種別の業務を行なう電子決済手段等取引業者として第六十二条の三の登録を受けているものとみなす。

3 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によることの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

6 第六十三条の二十四 前条の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、同項第四号中「取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。」を削り、同号亦中「許可」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

4 第六十三条の二十四 前条の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、同項第五号の額及び純資産額

5 営業所又は事務所の名称及び所在地

6 第六十三条の二十四 前条の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、同項第五号の額及び純資産額

7 その行う為替取引に係り、当該許可を受けようとする者に為替取引分析業を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

8 八 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しな

い旨を誓約する書面

二 定款

官 報 (号 外)

<p>三 登記事項証明書 四 業務方法書 五 貸借対照表及び損益計算書 六 収支の見込みを記載した書類 七 その他主務省令で定める書類</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第六十三条の二十五 主務大臣は、第六十三条の二十三の許可の規定が法令に適合するときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。</p> <p>二 為替取引分析業を健全に遂行するに足りる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、為替取引分析業に係る収支の見込みが良好であること。</p> <p>三 その人的構成に照らして、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</p> <p>2 若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。</p> <p>一 株式会社又は一般社団法人(これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る)でないもの</p> <p>イ 取締役会又は理事会 ロ 監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等(会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第六十六条第二項第一号ロにおいて同じ。)又は監事</p> <p>二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第</p>
<p>六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条の第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人</p> <p>三 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、これららの命令の日から五年を経過しない法人</p> <p>四 この法律、銀行法等、外国為替及び外貨貿易法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保謄理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定によるこれららの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これららの命令の日から五年を経過しない法人</p> <p>五 取締役等(取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同一の</p>
<p>じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者 ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 この法律、銀行法等、外国為替及び外貨貿易法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保謄理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>本 為替取引分析業者が第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の許可若しくは登録(当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前二十日以内にその</p>
<p>第六十三条の二十七 為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務(為替取引分析業に関連する業務として主務省令で定める業務をいう。以下この章において同じ。)のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 為替取引分析業者は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(業務の制限) 第六十三条の二十八 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部又は一部を他の為替取引分析業者以外の者に委託をしてはならない。</p> <p>2 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、次条第二項第一号及び第六号並びに第六十三条の三十一第二項において同じ。)をした場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、主務省令で定めるところにより、これらの委託に係る業務の委託先に対する指導その他の</p>

当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(業務方法書)

第六十三条の二十九 為替取引分析業者は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約の締結に関する事項

二 為替取引分析業において取り扱う情報の種類及び内容に関する事項

三 為替取引分析業において取り扱う情報の取得方法及び適切な管理に関する事項

四 為替取引分析業の継続的遂行の確保に関する事項

五 為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行う場合には、当該業務が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項

六 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託する場合には、これらとの委託に係る業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項

七 その他主務省令で定める事項

(情報の適切な管理)

第六十三条の三十 為替取引分析業者は、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項を業務方法書において定めること

その他の当該情報の適切な管理のために必要

な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十三条の三十一 為替取引分析業者の取締役等(取締役等が法人であるときは、その職務を行なうべき者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあった者は、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務に関する限り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 為替取引分析業者の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあった者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の実施に際して知り得た情報を、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

3 前二項の規定は、為替取引分析業者から為替取引分析関連業務の委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

4 第三節 監督

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第六十三条の三十二 為替取引分析業者は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 第三節 監督

(業務の種別の変更の許可等)

第六十三条の三十三 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項の変更(新たに定めた種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものに限る。)をしようとするときは、主務大臣で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項の変更(新たに定めた種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものに限る。)をしようとするときは、主務大臣で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の為替取引分析業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

4 第三節 監督

(業務改善命令)

第六十三条の三十六 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、為替取引分析業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第三節 監督

(許可の取消し等)

第六十三条の三十七 主務大臣は、為替取引分析業者が第六十三条の二十五第二項各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十三の許可を取り消すことができる。

6 第三節 監督

(許可の取消し等)

第六十三条の三十八 主務大臣は、為替取引分析業者から業務の委託(為替取引分析関連業務及び第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を受けた業務の委託に限る。以下この

条において同じ。)を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に對し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

7 第三節 監督

(業務改善命令)

第六十三条の三十九 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、為替取引分析業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8 第三節 監督

(許可の取消し等)

第六十三条の四十 主務大臣は、為替取引分析業者が第六十三条の二十三の二に該当するときは、第六十三条の二十三の二の許可を取り消すことができる。

9 第三節 監督

(許可の取消し等)

第六十三条の四十一 主務大臣は、為替取引分析業者から業務の委託(為替取引分析関連業務及び第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を受けた業務の委託に限る。以下この

第四節 雜則
(解散等の認可)

第六十三条の三十八 為替取引分析業者の為替取引分析業の全部若しくは一部の廃止の決議又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(厚生労働大臣との協議)

第六十三条の三十九 主務大臣は、次の各号に掲げる者から為替取引分析業務の委託を受けた為替取引分析業者に対し、第六十三条の三十六又は第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 第二条第三十九項第五号又は第六号に掲げる者 厚生労働大臣

二 第二条第三十九項第九号から第十五号までに掲げる者 農林水産大臣

三 第二条第三十九項第十六号に掲げる者 財務大臣及び経済産業大臣(当該処分に係る為替取引分析業者が同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合には、経済産業大臣)

(内閣総理大臣等への意見)

第六十三条の四十 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者(第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く)の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又

は經濟産業大臣は、為替取引分析業者(第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く)の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対する適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

第六十三条の三十九 主務大臣は、次の各号に掲げる者から為替取引分析業務の委託を受けた為替取引分析業者に対し、第六十三条の三十六又は第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

第六十三条の四十一 この章における主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。
一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣総理大臣及び財務大臣

二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣総理大臣

2 この章における主務省令は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。
一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣府令・財務省令

二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣府令

3 第一項第一号に掲げる場合において、第六十三条の三十五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は財務大臣がそれ自身単独に行使することを妨げない。

4 主務大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

(主務省令への委任)
第六十三条の四十二 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するために必要な事項は、主務省令で定める。

第八十七条中「又は暗号資産交換業者が」を「電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が」に改め、同条第一号中「又は」を「電子決済手段等取引業又は」に改め、同条第二号中「又は」を「電子決済手段等取引業又は」に改める。

第八十八条第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで、第九十条第二項並びに第九十一条第一項中「又は」を「電子決済手段等取引業又は」に改める。
第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「又は」を「電子決済手段等取引業又は」に改める。

第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「又は」を「電子決済手段等

取引業者又は」に改める。

第一百一条第一項中「第二条第二十二項から第二十五項まで」を「第二条第二十八項から第三十ニ項まで」に改め、同項の表銀行業務関連紛争の項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連苦情」に改め、同表銀行業務関連紛争の項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連苦情」に改め、同表加入銀行の項中「加入銀行」を「加入銀行業者」に改め、同条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項の前に次のように加える。

第二条第二十八項 銀行業務等に	
第二条第二十九項 銀行業務等に	
第一項 銀行業務及び電子決済等取扱業	資金移動業(資金決済に関する法律第三十六条の二第一項に規定する資金移動業をいう。次項において同じ)、電子決済手段等取引業(同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。次項において同じ)、又は暗号資産交換業(同条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ)に
第二項 銀行業務等に	資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に

第一条第三十二項

銀行業関係業者(銀行又は電子
決済等取扱業者)をいう。以下

資金移動業等関係業者(資金決
済に関する法律第九十九条第一
項第八号に規定する資金移動業
等関係業者)をいう。第五十二条
の六十五第二項、第五十二条の
六十七第三項及び第五十二条の
七十九第一号において

第一百一条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項を次のように改める。

第五十二条の六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律第九十九 条第一項
第五十二条の六十五第二 項	銀行業関係業者を	資金移動業等関係業者を

第一百一条第二項の表第五十二条の六十三第二項第六号の項の次に次のように加える。

第五十二条の六十七第三 項	銀行業関係業者	資金移動業等関係業者
第五十二条の七十九第一 項	銀行業関係業者	資金移動業等関係業者

第一百一条第二項の表第五十二条の七十三第三項第二号の項中「銀行業務」を「銀行業務である場合
にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済
等取扱業務」に、「紛争解決等業務の種別が資金移動業務(資金決済に関する法律第二条第十五項に
規定する資金移動業務)に、「業務」を「業務、紛争解決等業務の種別が
電子決済手段等取引業務である場合にあつては電子決済手段等取引業務」に改め、「(同項に規定す
る暗号資産交換業務をいう。)」を削り、「同条第七項各号に掲げる行為に係る業務」を「暗号資産交換
業務」に改め、同表第五十二条の七十四第二項の項の次に次のように加える。

第五十二条の七十九第一 項	銀行業関係業者	資金移動業等関係業者
第五十二条の八十二第二 項第一号	資金決済に関する法律第九十九 条第一項第五号から第七号まで に掲げる要件(第五十三条の二第二項の規定による届出 をしないで特定資金移動業を営み、若しく は虚偽の届出をし、又は同項の規定により たとき。

第一百一条第二項の表第五十二条の八十二第二項第一号の項を次のように改める。

第五十二条の八十二第二 項第一号	資金決済に関する法律第九十九 条第一項第五号から第七号まで に掲げる要件(第五十三条の二第二項の規定による届出 をしないで特定資金移動業を営み、若しく は虚偽の届出をし、又は同項の規定により たとき。
第五十二条の六十二第一 項第五号	又は第五十二条の六十二第一 項第五号	第五十七条の二第二項の規定による届出 をしないで特定資金移動業を営み、若しく は虚偽の届出をし、又は同項の規定により たとき。

第一百二条第一項中「第五十四条第一項若しく
は第二項」の下に「第六十二条の二十第一項若
しくは第二項」を加え、「第八十条第一項」を「第

六十三条の三十五第一項若しくは第二項、第八
十条第一項】に改める。

第一百三条第一項中「暗号資産交換業者」を「電

子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為

替取引分析業者(第二条第十八項第一号に掲げ

る行為を業として行う者を除く。次項において

同じ。」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業

者」を「電子決済手段等取引業者、暗号資産交換

業者、為替取引分析業者に改める。

第一百五条中「この法律」を「この法律(第四章

を除く。以下この条において同じ。」に改め

る。

第一百七条中「者は」を「場合には、当該違反行

為をした者は」に改め、同条第一号中「行つた

者」を「行つたとき。」に改め、同条第二号中「第

三十七条」の下に「第六十二条の三」を、「第四

十一条第一項」の下に「若しくは第六十二条の七

第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第

三号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改

め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号

を同条第十九号とし、同条第八号中「内閣総理

大臣」を「同項」に「者」を「とき。」に改め、同号

を同条第十八号とし、同条第七号中「者」を「と

き。」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の

第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第

三号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改

め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号

を同条第十九号とし、同条第八号中「内閣総理

大臣」を「同項」に「者」を「とき。」に改め、同号

を同条第十八号とし、同条第七号中「者」を「と

き。」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の

第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第

三号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改

め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号

を同条第十九号とし、同条第八号中「内閣総理

大臣」を「同項」に「者」を「とき。」に改め、同号

を同条第十八号とし、同条第七号中「者」を「と

き。」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の

第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第

三号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改

め、「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同号
の次に次の四号を加える。

八 第六十二条の三の規定に違反して、同条
の登録を受けないで電子決済手段等取引業
を行つたとき。

九 第六十二条の七第一項の変更登録を受け
ないで新たな種別の電子決済手段等取引業
を行つたとき。

十 第六十二条の八第一項の規定により読み
替えて適用する第六十二条の二十二第一項
の規定による電子決済手段等取引業の廃止
の命令に違反したとき。

十一 第六十二条の九の規定に違反して、他
人に電子決済手段等取引業を行わせたと
の命令に違反したとき。

十二 第六十二条の九の規定に違反して、他
人に電子決済手段等取引業を行わせたと
の命令に違反したとき。

十三 第百七条第四号中「者」を「とき。」に改め、同
号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二
号を加える。

十四 第六十三条の二第二項の規定により読み
替えて適用する第五十六条第一項の規定に
よる特定資金移動業の廃止の命令に違反し
たとき。

十五 第百七条の二第二項の規定による届出
をしないで特定資金移動業を営み、若しく
は虚偽の届出をし、又は同項の規定により
たとき。

十六 第六十三条の二第二項の規定により読み
替えて、他人に為替取引分析業を行わせたと
き。

十七 第六十三条の三十三第一項の許可を受
けないで新たな種別の為替取引分析業を行
つたとき。

第百八条中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第
一項第五号及び第二号中「者」を「とき。」に改
め、「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条
第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条
第五号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改
め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二
号を加える。

八 第六十三条の三十七第二項の規定による

債権」という)の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行為に掲げる行為に關して、同号の信用協同組合(以下「委託信用協同組合」といふ)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

(信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例)

第六条の四の四 信用協同組合電子決済等取扱業者(前項第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等取扱業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下同じ。)を行ふ者をいう。以下同じ。)は、第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(4)及び(9)に係る部分に限る。)及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで(登録の拒否)に該当しない場合は、第六条の五の二第一項の規定にかかるわらず、委託信用協同組合に預金の口座を開設している当該信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。)を営むことができる。

2 信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該信用協同組合電子

決済等取扱業者を第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者と、信用協同組合を信用協同組合等とそれぞれみなして、同条、第六条の五の四、第六条の五の七、第六条の五の八及び第七条の二第四項(第三号を除く)の規定並びに第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の五の六十一の四(登録の実施)、第五十二条の六(変更の届出)、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雜則及び第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る)。(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項第一号と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登載し」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第一項の名簿」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」(4)及び(9)に係る部分に限る)、二(1)、(5)及び(10)に係る部分に限る)及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 信用協同組合電子決済等取扱業者は、第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは同一組合電子決済等代行業の全部又は」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三十九中「外国法人又は外商号、役員(外国電子決済等取扱業者にあっては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第二号令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録」とあるのは「登載」と、「登録申請者」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登載し」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号(登録の申請)」に掲げる書類、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(4)及び(9)に係る部分に限る)、二(1)、(5)及び(10)に係る部分に限る)及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(委託信用協同組合との契約締結義務)

第六条の四の五 信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業を行なう場合には、委託信用協同組合との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託信用協同組合と当該信用協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第二項第一号の「いざれか」とあるのは「第三号」と、

あるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託した場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価(次項において「対価」という。)の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払をとあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し」と、同条第四項中第一項の規定とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行なう場合には、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは

「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。)、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項(ただし書を除く。)と「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の五の十一の次に次の三条を加える。
(紛争解決等業務を行う者の指定)

二 第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国に

二 第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消さるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。)、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項(ただし書を除く。)と「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の五の十二を第六条の五の十五とし、第六条の五の十一の次に次の三条を加える。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令に罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の

十一 第二項の規定に違反してその名称中に認定されたおそれのある文字を使用した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十の二十七第二項

又は第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反して、その名称中に認定信用協

同組合電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会と認されるおそれのある文字を使用した者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用し

(信金庫法の一
部改正)

第四条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

五条中「第九章の一 信用金庫代理業(第八十一条)に、〔第九章の三〕を「第九章の二

信用金庫代理業(第八十五条の二・第八十五条の二の二)に、「第九章の三」を「第九章の三の五」に、〔第九章の四〕を「第九章の五」に改める。

第八十五条の三を第八十五条の二の二とす
る。第八十五条の十二第一項中「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、同項第八号中「第五項、次条及び第九十四条第二号において」を「第八十九条第十一項を除き、以下」に、「と

金庫」を「と金庫関係業者(金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下この号及び第三項並びに次条第四号において同じ。)」に、「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に、「金庫の」を「金庫関係業者の」に改め、同条第二項に「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「第八十九条第九項」を「第五項並びに第八十九条第十一項に、〔〕に」又は信用金庫電子決済等取扱業者が行う第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第七項及び第十一項において同一に、〔〕に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「金庫業務」を「金庫業務又は信用金庫電子決済等取扱業(信用金庫電子決済等取扱業者が行う第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第七項及び第十一項において同一に、〔〕に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「金庫業務」を「金庫業務又は信用金庫電子決済等取扱業に改め、同条第三項中「金庫」を「金庫関係業者」に改め、同条第四項中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に、「〔〕に」に

め、同条第六項中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改め、「読み替えて」を削る。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の二章を加える。

第九章の三 信用金庫電子決済等取扱業(登録)

第八十五条の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第八十五条の二第一項の規定にかかるわらず、信用金庫電子決済等取扱業を行うことができる。

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一 信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わつて当該信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する

第五条の四第一項の規定にかかるわらず、委託信

用金庫の拒否に該当しない場合には、第八十

二の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に

限る。)及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで

(登録の拒否)に該当しない場合には、第八十

二の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に

限る。)及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで

第十九条の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第八十五条の二第一項の規定にかかるわらず、信用金庫電子決済等取扱業を行うことができる。

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一 信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わつて当該信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する

第五条の四第一項の規定にかかるわらず、委託信

用金庫の拒否に該当しない場合には、第八十

二の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に

限る。)及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで

(登録の拒否)に該当しない場合には、第八十

二の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に

限る。)及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで

第十九条の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第八十五条の二第一項の規定にかかるわらず、信用金庫電子決済等取扱業を行うことができる。

2 信用金庫電子決済等取扱業者の前項の規定により信用金庫電子決済等代行業を營む場合

にあつては、当該信用金庫電子決済等取扱業者を第八十五条の五第一項に規定する信用金

庫電子決済等代行業者と、信用金庫を金庫と

それぞれみなして、同条、第八十五条の六、

第八十五条の九、第八十五条の十及び第八十

二条の六十一の四(登録の実施)、第五十二

条の六十一の六(変更の届出)、第五十二条の六十一の七第一項(第二号を除く。)(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の九(電子

決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業に関する帳簿書類、

電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十三まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雑則)及び第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る)(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第八十九条第九項に登録を拒否する場合を除くほかとあるのは、第八十五条の三の二第三項の規定による届第一項中、第八十五条の四第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほかとあるのは、第八十五条の三の二第三項の規定による届第一項中、第八十五条の四第一項の登録の申請があつたときは、「商号、役員(外国電子決済等取扱業者登録簿に登録し)とあるのは、名簿に登載し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは、「商号、役員(外国電子決済等取扱業者登録簿に登録し)とあるのは、外國の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ)」の氏名、信用金庫電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは、「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは、「登載を」と、「登録申請者」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の規定による届出をした者」

と、同条第三項中「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、同条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第六十一の四第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に限る)とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に限る)とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に限る)及び本並びに第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務)
第八十五条の三の五 認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 協会員が信用金庫電子決済等取扱業を行った場合における当該損害についての当該委託信用金庫と当該信用金庫電子決済等取扱業者との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託信用金庫と当該信用金庫電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定めた信用金庫電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等取扱業を行わなければならない。

(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)
第八十五条の三の四 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等取扱業の業務の適正化を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。
二 信用金庫電子決済等取扱業の顧客に対する広報

及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の三第二項第三号(登録の申請)に掲げる書類、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に限る)、二(1)、(6)及び(10)に係る部分に限る)及び本並びに第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

第八十五条の三の五 認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務

第八十五条の三の五 認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等取扱業を行った場合における当該損害についての当該委託信用金庫と当該信用金庫電子決済等取扱業者との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託信用金庫と当該信用金庫電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定めた信用金庫電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等取扱業を行わなければならない。

二 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に係り、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正化及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に係する顧客からの苦情の処理

七 信用金庫電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等取扱業の健全な発展及び信用金庫電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

務

第八十六条中「及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改める。

第八十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

二項の電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業を開始したとき、委託信用金庫との間で第八十五条の三の三の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八十九条第一項中「指定紛争解決機関」を

「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第五項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条第六項中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に、

「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「第八十五条の三」を「第八十五条の二」に改め、同条第十項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を

「銀行業務等関連苦情」に、「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」の下に「と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別」（信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）を加え、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「信用金庫法第二条に規定する金庫」を「同号に規定する金庫関係業者を」に、「銀行」を「銀行業関係業者

（登録）、第五十二条の六十九の二十七（会員名簿の取扱業に関する特例）、第五十二条の六十の四（委託銀行との契約締結義務）、第五十二条の六十の十七（金融商品取引法の準用）、第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者の認定）及び第五十二条の六十六号に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に、「それぞれ」に、「第二十六号」を「第二十六号」に、「それぞれ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二項中「(5)又は(9)」と「同号二(9)中」を「(1)

(6)又は(10)」と、同号二(1)中「第五十二条の六十九の二十三第二項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十九の二十三第二項」と、同号二(10)中「(1)とあるのは「信用金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(5)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「から(9)まで」とあるのは「又は(6)

に、「前号二(1)から(9)まで」を「から(10)まで」に、「前号二(5)又は(9)」を「(6)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十二条の六十一の二十一」の見出し及び同条第一項を「第五十二条の六十一の二十一第一

項」に、「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に、「信用金庫法第八十五条の十第三号」を「同法第八十五条の十第三号」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の二項の次に次の二項を加える。

八 前項の場合において、同項に規定する規定中「電子決済等取扱業者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等取扱業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同項

に規定する規定（銀行法第五十二条の六十の六第一項第八号（登録の拒否）及び第五十二条の六十の二十三第二項（登録の取消し等）を除く。）中「中営む」とあるのは「行つ」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の六第一項第八号（登録の拒否）及び第五十二条の六十の二十三第二項（登録の取消し等）を除く。）中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の七十三第三項第三号」と、同条第三項の二条の七十三第三項第三号」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の七十三第三項第三号」と、「第五十二条の七十三第三項第三号」とあるのは「同法第一号中「第五十二条の八十三第三項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第一号中「第

7 銀行法第七章の五（第五十二条の六十の三）

令和四年六月三日 参議院会議録第二十八号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行なう場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、當該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号各号金等契約によらないで」と、同条第一項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。)、第三十七条の四並びに第三十の三十四第二項又は」を加える。

第十九条の六第三項及び第四項(ただし書を除く。)と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必

要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条の四中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項又は第二項」に、「者」を「とき」とは、当該違反行為をした者に改める。

第九十条中「者は」を「場合には、当該違行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十一条の五十第一項又は」を「第五十二条の五十第一項、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三の下に」、第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の五十四第一項」の下に「第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「又は第九項」を「第九項又は第十一項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同条第十号とし、同条第八号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号及び第五号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 不正の手段により第八十五条の三第一項の登録を受けたとき。

第九十条に次の二号を加える。

十一 銀行法第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に信用金庫電子決済等取扱業を行わせたとき。

十二 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第十九条の二中「その」を「当該に改め、同条第三号中「銀行法」の下に「第五十二条の六第一項」の下に「第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「第五十二条の六十一の二十三第一項」を加える。

第十九条の二中「者は」を「場合には、当該違行為をした者は」に改め、同条第二号中「者」を「したとき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

一 第八十五条の三の二第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の記載をして、

二 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録を作成したを次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をしたに改め、同条の各号を加える。

三 銀行法第五十二条の六十の十六(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(委託信用金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与えた

「者」を「とき。」に改める。

第九十条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十二条の四の二中「者」を「とき。」に改め、同条第一号中「第五十二条の四の四中「銀行法」の下に「第五十二条の三十一又は」を加える。

第九十条の四の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十二条の四の五中「者」を「とき。」に改め、同条第一号中「第五十二条の四の五中「者」を「とき。」に改め、同条第一号中「第五十二条の三十一又は」を加える。

第九十条の四の五中「者」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十二条の四の五中「者」を「とき。」に改め、同条第一号中「第五十二条の三十一又は」を加える。

中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第三項の規定」に、「同条第一項」を「銀行法第五十二条の四十第一項」に、「又はこれ」を「若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の一十七第三項又は」を加え、「その名称中に」を「その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の協会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第五号及び第六号中「者」を「とき。」に改める。

第九十条の六中「第八十七条の四第四項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の六十の三十六第七項」を加え、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の七第一項第二号中「若しくは第六号又は第九十条の四第一号」を「第六号若しくは第八号又は第九十条の四第一号若しくは第三号」に改め、同項第三号中「第九十条の四の二」を「第九十条の四第二号又は第九十条の四の二」に改め、同項第四号中「第九十条の四第二号」を「第九十条の四第四号」に改める。

第九十三条の二中「正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」と改め、同条に次の各号を加える。

一 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項下に「信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人」、信用金庫電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人(外国電子決済等取扱業者である信用金庫電子決済等取扱業者については、日本における代表者又は清算人)を加え、「電子決済等代行業者(信用金庫代理業者、清算人)又は認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同項第十四号中「第五

十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に改め、同項第二十五号中「において」を「又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に「第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を「第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同項第二十八号中「第五十二条の四十九」の下に「第五十二条の六十の十八」を加える。

第九十二条の二中「次の各号の」に改め、同条各号中「において」を「又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同項第二十九号中「第五十二条の二中「次」の」に改め、同条第三項中「又は」を「又は金融機関代理業者」を「金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「又は金融機関代理業者」を「金融機関代理業者又は電子決済等取扱業者等」に改める。

第三十七条第一項第一号中「金融機関代理業者及び」を「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関を委託金融機関(銀行法第二条第十七条第二号に規定する委託銀行、信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。)とする電子決済等取扱業者等」に改め、同項第三号中「金融機関代理業者及び」を「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「使用者」を「使用者を含む。」に改め、同項第一号中「監事」を「会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。次号及び二条の六十の二十七第二項又は」を加え、「その名称中に」を「その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は」に改める。

第四号中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者」に、「相手方」を「相手方若しくは特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第五十五条の二第三項中「又は」を「又は」に、「」に「」を「次項において同じ。」に改め、同条第四項中「は、前項」を「及び電子決済等取扱業者等は、前二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等は、当該金融機関の求めに応じ、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気データにより、遅滞なく、これを当該金融機関に提出しなければならない。

第五十八条の三第二項中「前項」を「前二項

に、「に対し」を「又は電子決済等取扱業者等に

取扱業者等は、当該金融機関の求めに応じ、

内閣府令・財務省令で定めるところにより、

電子情報処理組織を使用して、又は磁気データ

により、遅滞なく、これを当該金融機関に

提出しなければならない。

第五十八条の三第二項中「前項」を「前二項

に、「に対し」を「又は電子決済等取扱業者等に

取扱業者等は、委託金融機関が

前項に規定する措置を講ずるために必要な電

子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定

める措置を講じなければならない。

第六十九条の二第一項中「第五十五条の二第

四項を「第五十五条の二第五項」に改める。

第八十一条第一項中「する金融機関代理業者

又は」を「する金融機関代理業者(金融機関代理

業者が法人である場合にあつては、その役員及

び使用者を含む。」に、「金融機関代理業者又

は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約

の相手方が法人である場合にあつては、役員及

び使用者を含む。」に、「その役員及び使用者を

被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済

等取扱業者等(その役員及び使用者を含む。」に、「被管理金融機関及び」を「被管理金融機

並びに「に、「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等の帳簿」に改める。

第一百五十三条中「及び特別危機管理銀行」を「特別危機管理銀行」に、「に対し」を「及び特別危機管理銀行を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等に対し」と改める。

第一百三十六条第一項中「金融機関代理業者」の下に「電子決済等取扱業者等」を加える。

第一百三十七条第六項第二号中「第五十五条の二第四項及び」を「第五十五条の二第五项並びに」「に規定する」を「及び第二項に規定する」に改める。

第一百四十三条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第一百四十五条第一項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方若しくは」を「相手方若しくは當該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等若しくは」に、「当該」を「若しくは當該特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該」に改め、同条第二項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方若しくは當該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第一百四十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者は」を「とき」と改める。

第一百四十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者は」を「とき」に改める。

第一百五十九条第一項中「金融機関等」の下に「電子決済等取扱業者等」を加え、同項第二号中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三」に改め、同条各号中「者は」を「とき」に改める。

第三項に改める。	（銀行法の一部改正）	一部を次のように改正する。
第六条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のようすに改正する。	目次中「第六節 雜則(第五十二条の六十の二)」を	「第六節 雜則(第五十二条の六十の二)」を
第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節	〔第七章の五〕 〔第七章の六〕 〔第七章の七〕 〔第七章の八〕 〔第七章の九〕 〔第七章の十〕 〔第七章の十一〕 〔第七章の十二〕	〔第七章の五〕 〔第七章の六〕 〔第七章の七〕 〔第七章の八〕 〔第七章の九〕 〔第七章の十〕 〔第七章の十一〕 〔第七章の十二〕
〔第五十二条の六十一の二〕 〔第五十二条の六十一の三〕 〔第五十二条の六十一の四〕 〔第五十二条の六十一の五〕 〔第五十二条の六十一の六〕 〔第五十二条の六十一の七〕 〔第五十二条の六十一の八〕 〔第五十二条の六十一の九〕 〔第五十二条の六十一の十〕 〔第五十二条の六十一の十一〕 〔第五十二条の六十一の十二〕 〔第五十二条の六十一の十三〕 〔第五十二条の六十一の十四〕 〔第五十二条の六十一の十五〕 〔第五十二条の六十一の十六〕 〔第五十二条の六十一の十七〕 〔第五十二条の六十一の十八〕 〔第五十二条の六十一の十九〕 〔第五十二条の六十一の二十〕 〔第五十二条の六十一の二十一〕 〔第五十二条の六十一の二十二〕 〔第五十二条の六十一の二十三〕 〔第五十二条の六十一の二十四〕 〔第五十二条の六十一の二十五〕 〔第五十二条の六十一の二十六〕 〔第五十二条の六十一の二十七〕 〔第五十二条の六十一の二十八〕 〔第五十二条の六十一の二十九〕 〔第五十二条の六十一の三十〕 〔第五十二条の六十一の三十一〕 〔第五十二条の六十一の三十二〕 〔第五十二条の六十一の三十三〕 〔第五十二条の六十一の三十四〕 〔第五十二条の六十一の三十五〕 〔第五十二条の六十一の三十六〕 〔第五十二条の六十一の三十七〕 〔第五十二条の六十一の三十八〕 〔第五十二条の六十一の三十九〕 〔第五十二条の六十一の四十〕 〔第五十二条の六十一の四十一〕 〔第五十二条の六十一の四十二〕 〔第五十二条の六十一の四十三〕 〔第五十二条の六十一の四十四〕 〔第五十二条の六十一の四十五〕 〔第五十二条の六十一の四十六〕 〔第五十二条の六十一の四十七〕 〔第五十二条の六十一の四十八〕 〔第五十二条の六十一の四十九〕 〔第五十二条の六十一の五十〕 〔第五十二条の六十一の五十一〕 〔第五十二条の六十一の五十二〕 〔第五十二条の六十一の五十三〕 〔第五十二条の六十一の五十四〕 〔第五十二条の六十一の五十五〕 〔第五十二条の六十一の五十六〕 〔第五十二条の六十一の五十七〕 〔第五十二条の六十一の五十八〕 〔第五十二条の六十一の五十九〕 〔第五十二条の六十一の六十〕 〔第五十二条の六十一の六十の一〕 〔第五十二条の六十一の六十の二〕 〔第五十二条の六十一の六十の三〕 〔第五十二条の六十一の六十の四〕 〔第五十二条の六十一の六十の五〕 〔第五十二条の六十一の六十の六〕 〔第五十二条の六十一の六十の七〕 〔第五十二条の六十一の六十の八〕 〔第五十二条の六十一の六十の九〕 〔第五十二条の六十一の六十の十〕 〔第五十二条の六十一の六十の十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の二十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の三十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の四十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の五十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の一〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の六〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の七〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の八〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の九〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の二十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の三十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の四十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十一〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十二〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十三〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十四〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十五〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十六〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十七〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十八〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の五十九〕 〔第五十二条の六十一の六十の六十の六十〕		

二十八項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同項の次に次の二項を加える。	この法律において「電子決済等取扱業務」とは、電子決済等取扱業者が営む第十七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。	
26 この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業務をいう。	27 この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業務を四項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の四項を加える。	
第二条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十七項から第十九項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の四項を加える。	28 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行なう営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。	
27 この法律において「認定電子決済等取扱業者協会」とは、第五十二条の六十の二十五号に規定する認定を受けた一般社団法人をいう。	28 この法律において「認定電子決済等取扱業者協会」とは、第五十二条の六十の二十一号に規定する認定を受けた一般社団法人をいふ。	
20 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解解決機関(指定紛争解决機関)であるものをいう。以下この条において同じ。」が「 20 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解解决方案の規定による認定を受けた一般社団法人をいふ。う。」 21 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解解决方案の規定による認定を受けた一般社団法人をいふ。う。」		
19 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業の種別をいう。	21 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業の種別をう。	

この法律において「電子決済等取扱業」とは、第五十二条の三の登録と同種類の登録(当該登録に類似するその他の行政処分を含む。)を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいふ。	この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいふ。	
20 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解決機関(指定紛争解决機関)であるものをいう。以下この条において同じ。」が「 20 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解解决方案の規定による認定を受けた一般社団法人をいふ。う。」 21 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解解决方案の規定による認定を受けた一般社団法人をいふ。う。」		
21 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業の種別をう。	21 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業の種別をう。	
19 この法律において「電子決済等取扱業」とは、第五十二条の三の登録と同種類の登録(当該登録に類似するその他の行政処分を含む。)を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいふ。	19 この法律において「電子決済等取扱業」とは、第五十二条の三の登録と同種類の登録(当該登録に類似するその他の行政処分を含む。)を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいふ。	
18 この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいふ。	18 この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいふ。	

は、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二条の六十の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国電子決済等取扱業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者（国内に住所を有するものに限る。）を定めていない法人

三 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 他の電子決済等取扱業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済等取扱業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

六 次に掲げる処分を受け、その処分の日か

ら五年を経過しない法人

イ 第五十二条の五十六第一項の規定による第五十二条の三十六第一項の許可の取消し

ロ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十二条の二第一項の許可の取消し

ハ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八条第一項（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八条第一項（許可）の許可の取消し

二 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条の四の二第一項（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条第一項（許可）の許可の取消し

三 信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第八十五条の三第一項（登録）の登録の取消し

ル 信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第八十五条の三第一項（登録）の登録の取消し

ヲ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合による金融事業に関する法律の準用による第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

ホ 信用金庫法第八十九条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十五条の二第一項（許可）の取消し

ト 長期信用銀行法第十七条（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十一条の二第一項（許可）の取消し

ヘ 長期信用銀行法第十七条（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十一条の二第一項（許可）の取消し

六 第二項の規定による同法第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の許可の取消し

七 この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる日から五年を経過しない者

八 他に當む業務が公益に反すると認められる法人

九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 法人が第六号イからヲまでに掲げる处分を受けた場合において、その处分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その处分の日から五年を経過しない者

三 法人が第六号イからヲまでに掲げる处分を受けた場合において、その处分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その处分の日から五年を経過しない者

ホ 本第六号イからチまで又はヲに掲げる处分を受けた場合において、その处分の日から五年を経過しない者

ヘ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる日から五年を経過しない者

ト 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十一条の二第一項の規定による同法第八十九条の三第一項（許可）の許可の取消し

チ 農林中央金庫法第九十五条の四第一項

拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第五十二条の六十の七 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の四第一項第五号又は第六号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき(電子決済等取扱業の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき(前項の規定による届出をした場合を除く。)は、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

(電子決済等取扱業に関する特例)

第五十二条の六十の八 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十一の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ(4)から(6)までに該当しない場合には、第五十二条の六十の一の二の規定にかかるわらず、委託銀行に預金の口座を開設している当該電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等取扱業者が前項の規定により電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該

電子決済等取扱業者を電子決済等代行業者とみなして、第五十二条の六十一の四、第五十二条の六十一の六、第五十二条の六十一の七(第二号を除く。)、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、

第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項及び第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらに係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第五十二条の六十一の八第三項の規定による届出があつたときは」と、「電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登載し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員(外国電子決済等取扱業者にあつては、外國の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。)の氏名、電子決済等代行業者を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登載を」と、「登録申請者」とあるのは「登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の二の登録の申請による届出をした者」と、同条第三項中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、第五十二条の六十一の三第一項第三号に掲げる書類、第五十二条の六十一の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ(4)から(6)までに該当しないこととを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の掲示等)

第五十二条の六十の九 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を営む営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 電子決済等取扱業者は、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法

登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登載し」と、第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の八第

一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同項第四号中「営業所又は事務所」とあり、及び第五十二条の六十一の十五第一項中「営業所若しくは事務所」とあるのは「営業所」と、第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」と、第五十二条の六十一の三十中「外國法人又は外國に住所を有する個人」とあり、及び「外國法人又は個人」とあるのは「外國法人」とするほか、必要な技術的読替えは「政令で定める。電子決済等取扱業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を営もうとするときは、その商号、役員の氏名、電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類、第五十二条の六十一の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ(4)から(6)までに該当しないこととを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第五十二条の六十の十 電子決済等取扱業者は、自己の名義をもつて、他人に電子決済等取扱業を営ませてはならない。

第二節 業務

(顧客に対する説明等)

第五十二条の六十の十一 電子決済等取扱業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 電子決済等取扱業者の商号及び住所

二 電子決済等取扱業者の権限に関する事項

三 電子決済等取扱業者の損害賠償に関する事項

四 電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の連絡先

五 委託銀行の商号

六 その他内閣府令で定める事項

2 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の顧客への提供、電子決済等取扱業に関する取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(電子決済等取扱業者の誠実義務)

第五十二条の六十の十二 電子決済等取扱業者

により、商号その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 電子決済等取扱業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

令和四年六月三日 参議院会議録第二十八号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るために資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

は、顧客のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

(金銭等の預託の禁止)

第五十二条の六十の十三 電子決済等取扱業者は、いかなる名目によるかを問わず、その営む電子決済等取扱業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ないと判断される場合を除く。この限りでない。

(委託銀行との契約締結義務)

第五十二条の六十の十四 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を営む場合には、委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合には、当該電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託銀行に係る電子決済等取扱業を営まなければならない。

(指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十二条の六十の十五 電子決済等取扱業者は、次の各号に掲げる場合に該当するに応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関
- 二 指定電子決済等取扱業を営む場合
- 三 第二項第一号に掲げる場合に該当するに応じ、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき
- 四 第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が

存在しない場合 電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置(顧客からの苦情の処理に対する助言若しくは指導を第五十二条の七第十三項第三号に掲げる者に行わせるこ

と又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう)及び紛争解決措置(顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続裁判外紛争解決手続の促進に関する法律第二条第三号(定義)に規定する認証紛争解決手続をいう)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)

2 電子決済等取扱業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当するに応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

- 一 第一項第一号に掲げる場合に該当するに応じた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
- 二 第一項第一号に掲げる場合に該当するに応じた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講じなければならない。

第五十二条の六十の十六 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業に関し、次に掲げる行為に特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務に関しては、第三号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 前二号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は委託銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(金融商品取引法の準用)

第五十二条の六十の十七 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。(特定投資家) 同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助

り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講するため必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第三号に掲げる場合に該当していない場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の六十二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講るために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第三号に掲げる場合に該当していない場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の六十二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講するために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第三項第六号及び第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書き及び第五五項(書面等による解除)、第三十七条の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二(禁止行為)及び第七項(損失補填等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の七まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭ディリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)を除く。)(通則)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雜則)の規定は、特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定(同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。)中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為を除く。)」とあるのは「特定預金等契約(以下同じ。)」を行ふことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という)とあるのは特定預金等契約(銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)と、「同条第三十一項第四号」とあるのは「第

二条第三十一項第四号」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第一号中「締結をする」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同條第五項第二号中「締結媒介を行う」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行ふ」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第一項第一号中「商号」名称又は氏名」とあるのは「商号」と、媒介を行ふ」と、同条第十項及び同法第三十七条第三項中「締結しようとする」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとする」とあるのは「締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中の商号、名称又は氏名」とあるのは「及び当該特定預金等契約に係る委託銀行(銀行法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。第三十七条の六第三項において同じ。)の商号」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金

結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価(次項において「対価」という。)の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除における支払と、「又は違約金の支払」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客」信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合は、当該信託契約によらない」と、同項第二号中「有価証券買取等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金

等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらない」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第二十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。)、第三十七条の四並びに第三十七条の六、第三項及び第四項(ただし書を除く。)と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告又は資料の提出）
第五十二条の六十の二十 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該電子決済等取扱業者に対する監査報告書その他の内閣府令で定める書類添付しなければならない。

（報告又は資料の提出）
第五十二条の六十の二十 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該電子決済等取扱業者に対する監査報告書その他の内閣府令で定める書類添付しなければならない。

2 前項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士(公認会計士法第五十二条の六十の二十一 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等

取扱業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関する取引する者若しくは電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等取扱業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第五十二条の六十の二十二 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十の二十三 内閣総理大臣は、

電子決済等取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済等取扱業者に対し、第五十二条の六十の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済等取扱業の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 電子決済等取扱業者が第五十二条の六十の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他電子決済等取扱業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

四 内閣総理大臣は、第五十二条の六十の八第十項の規定により電子決済等代行業を営む電子決済等取扱業者が、同条第二項の規定により適用するこの法律の規定又は該規定に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適當な行為をしたと認められる場合には、当該電子決済等取扱業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

五 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)

第五十二条の六十の二十五 内閣総理大臣は、

政令で定めるところにより、電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二 電子決済等取扱業者を社員(以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

取扱事業者協会は、次に掲げる業務を行いうものとする。

一 会員が電子決済等取扱業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

三 会員の営む電子決済等取扱業の顧客からの苦情の処理

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するため必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

七 電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等取扱業の健全な発展及び電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第五十二条の六十の二十七 認定電子決済等取扱事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会でない者

(信用金庫法第八十五条の三の四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名稱中に、認定電子決済等取扱事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならぬ。

(認定電子決済等取扱事業者協会の業務)

第五十二条の六十の二十六 認定電子決済等取

3 認定電子決済等取扱事業者協会の会員でない者(信用金庫法第八十五条の三の五(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(顧客の保護に資する情報の提供)

第五十二条の六十の二十八 認定電子決済等取扱事業者協会は、第五十二条の六十の三十五の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等取扱業の顧客の保護に資する情報について、電子決済等取扱業の顧客に提供できるようにしなければならない。

(顧客からの苦情に関する対応)

第五十二条の六十の二十九 認定電子決済等取扱事業者協会は、電子決済等取扱業の顧客に當む電子決済等取扱業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定電子決済等取扱事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電子決済等取扱事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果

について会員に周知させなければならない。

(認定電子決済等取扱事業者協会への報告等)

第五十二条の六十の三十 会員は、電子決済等取扱業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等取扱事業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会は、その保

有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十二条の六十の三十一 認定電子決済等取扱事業者協会の役員若しくは職員又はこれらにあつた者(次項において「役員等」といふ)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定信用金庫法第八十五条の三の四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の三の用

第五十二条の六十の三十二 一般社団法人及び

一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条)第十一項各号(定款の記載

又は記録事項)に掲げる事項及び第五十二条の六十の二十五第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等取扱事業者協会は、

その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分

違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供)

第五十二条の三十五 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会の求めに応じ、認定電子決済等取扱事業者協会が認定業

務を適正に行うために必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める

情報を探査することができる。

第五節 雜則

第五十二条の三十六 電子決済等取扱業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、当該職員は、その身

分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一 電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したとき。

二 当該電子決済等取扱業者について破産手続開始の申立て等破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は倒産処理手続の承認の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)を行われたとき。

三 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等取扱事業者協会に対する監督命令等)

第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に

においては、なお電子決済等取扱業者とみなすことができる。

す。

3 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済等取扱業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済等取扱業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済等取扱業の全部若しくは一部の承継をさせようするとときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 電子決済等取扱業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 電子決済等取扱業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。

6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、電子決済等取扱業者（外国電子決済等取扱業者を除く。）が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）

合）、第九百五十二条第一項（財務諸表等の備置及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等）第五十二条の六十の三十七 電子決済等取扱業者について、第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録が取り消されたとき（電子決済等取扱業の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該電子決済等取扱業であつた者は、その當む電子決済等取扱業に負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に関し管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。この場合において、当該電子決済等取扱業であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還する目的の範囲においては、なお電子決済等取扱業者とみなす。

（外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止）

第五十二条の六十の三十八 第五十二条の六十の三の登録を受けていない外国電子決済等取扱業者は、国内にある者に対して、第二条第十七項各号に掲げる行為又はこれらに相当する行為の勧誘をしてはならない。

（外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）第五十二条の六十の三の登録が効

適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を開始したとき、委託銀行との間で第五十二条の六十の十四の契約を締結したときは、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条第十九号を同条第二十六号とし、同条第十三号から第十八号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十二号の次に次の七号を加える。

十三 第五十二条の六十の二十三第一項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十四 第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

十五 第五十二条の六十の二十三第二項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

十六 第五十二条の六十の二十五の規定による認定をしたとき。

十七 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により第五十二条の六十の二十五の認定を取り消したとき。

十八 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により認定電子決済等取扱事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

十九 第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録が効

第六十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「又は第五十二条の四十五の二」を「第五十二条の四十五の二又は第五十二条の六十の二」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同条第十一号とし、同条第七号に改め、同号を同条第十二号とし、同号を同条第七号の次に次の三号を加える。

八 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

九 第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に電子決済等取扱業を營ませたとされた者は、その當む電子決済等取扱業に係る債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。

八 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

十 第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等取扱業の廃止の命令に違反して、他人に電子決済等取扱業を營ませたとき。

十一 第五十二条の二十八第二項に違反したとき。

十二 第五十二条の二十九の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第63条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「若しくは第五十二条の二十八第三項」を「第五十二条の二十八第三項若しくは第五十二条の六十の三十六第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「若しくは第五十二条の二十八第三項」を「第五十二条の二十八第三項若しくは第五十二条の六十の三十六第三項」に、「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第一号の三中「とつた者」を「とつ

項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者三十一の五 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十三号)第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者

[第二条第二項第三十二号中「第二条第八項」]を「第一条第十六項」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認)

第十条の二 特定事業者(第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二条第二項において「電子決済手段等取引業者」といふは、外国所在電子決済手段等取引業者(外国に所在して電子決済手段関連業務(同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。)と同種類の業務を行う者をいふ。以下この条において同じ。)との間で、電子決済手段(同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。)の移転(同条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。)を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結せばならない。

一 当該外国所在電子決済手段等取引業者は、当該外國の機関の適切な監督を受けている状態(次号において単に「監督を受けている状態」という。)にあることその他の取引時刻確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

2 電子決済手段等取引業者は、他の電子決済手段等取引業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けた場合において、当該移転を受取顧客に對して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等(当該再委託を受けた者を除く。)又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

第十条の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客(当該移転を受けける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外國電子決済手段等取引業者をいい、取引業者等といふ。)の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。)に対して行わるべきものとし、(顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものを除く。)を加えて行うとき、又は受取顧客に対する当該移転をした者に改める。

転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行つた顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等(当該委託を受けた者を除く。)又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

第二十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者は」を「とき」に改める。

第二十七条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第二十八条の二 他人になりすまして第一条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者(以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。)との間ににおける高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約(高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用することを内容とする契約をいふ。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、

官 報 (号 外)

有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第三十一条の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十一条の八第二項の規定により同法第一条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。)との間ににおける電子決済手段等取引契約(同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「電子決済手段等取引情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を

知つて、その者に電子決済手段等取引情報を提供した者も、同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をする者は、三年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条の三 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第三十一条の三から第三十号までの五までに掲げる特定事業者と以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。)との間における電子決済等利用契約(銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「電子決済等利用情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報を提供を受けた者も、同様とする。

三十六の二 電子決済等取扱業者等の登録又は認定電子決済等取扱事業者協会等の認定	(一) 銀行法第五十二条の六十の三(登録)の電子決済等取扱業者の登録	登録件数 一万円 一件につき十五
	(二) 信用金庫法第八十五条の三第一項(登録)の信用金庫電子決済等取扱業者の登録	登録件数 一万円 一件につき十五
	(三) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第三項に改め、同表の一の六の項中「第六条の五第五项」を「第六条の四の二第一項」に、「届出又は」を「届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二二十五(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定電子決済等取扱業者の登録」に、「届出又は」を「届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の十二の項中「第四十一条第四項」の下に「届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十二条の七第四項」を、「第六十三条の六、第二項」の下に「届出、同法第六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項」を加える。	登録件数 一万円 一件につき十五
	(四) 銀行法第五十二条の六十の二二十五(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定電子決済等取扱事業者協会の認定	登録件数 一万円 一件につき十五
	(五) 信用金庫法第八十五条の三の四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	登録件数 一万円 一件につき十五
	(六) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六(認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定	登録件数 一万円 一件につき十五
	(七) 資金交換業者の登録、為替取引分析業者の許可(改正)	登録件数 一万円 一件につき十五
	(八) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三(業務の種別の変更の許可等)の変更の許可	登録件数 一万円 一件につき十五

別表第一第四十九号中「暗号資産交換業者の登録」を「電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可」に改め、同号(六)を同号(十)とし、同号(五)を同号(九)とし、同号(四)を同号(八)とし、同号(六)の次に次のように加える。
 (七) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三(為替取引分析業者の許可)の為替取引分析業者の許可
 (八) 資金決済に関する法律第六十三条の三十三第一項(業務の種別の変更の許可等)の変更の許可

(住民基本台帳法の一部改正)	出、同法第五十二条の六十の三の登録若しくは
第十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。	同法第五十二条の六十の七第二項の届出又は
別表第一の一の二の項中「届出又は」を「届	出、信用金庫法第八十五条の三第一項の登録若

しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同表の一の六の項中「第六条の五第五项」を「第六条の四の二第一項」に、「届出又は」を「届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の四の二第一項」に、「届出又は」を「届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の十二の項中「第四十一条第四項」の下に「届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十二条の七第四項」を、「第六十三条の六、第二項」の下に「届出、同法第六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項」を加える。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項の表第二号、第四号、第六号、第八号及び第十号、第二項第五号及び第十三号第五号中「第六条の五第一項」を第六条の四の二第一項に改める。

第五十二条の三第二項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同条第三項第一号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同号ハ(9)中「この法律」の下に「銀行法」を加え、「(8)まで」を「(9)まで」に改め、同号ハ(9)を同号ハ(10)とし、同号ハ(8)を同号ハ(9)とし、同号ハ(9)から(7)までを同号ハ(3)から(8)までとし、同号ハ(2)から(7)までを同号ハ(3)から(8)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第十八条第一項第二号口(2)中「(9)まで」を「(10)まで」に改め、同条第二項中「第一条第十八項」を「第二条第二十二項」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一による信用事業の再編及び強化に関する法律の一による信用事業の再編及び強化に関する法律の一による信)

第二十条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(一部改正)

第二十二条 農林中央金庫法(一部改正)

第二十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第二十一条)中「届出又は」を「届出、同法第五十二条の六十の三の登録若しくは

九十三号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の四第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第九十五条の五の九第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第九十五条の五の十第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(7)又は(9)」と、同号二(9)中「(8)又は(10)」と、同号二(10)中「(7)又は(9)」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(8)まで」とあるのは「(7)を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(8)に、「(9)まで」とあるのは「前号二(7)又は(9)を「(10)まで」とあるのは「前号二(8)又は(10)に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第九十五条の八第一項中「第七章の八」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業關係者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「同項第二号中「紛争解決等業務」を「次に」とあるのは「第二号から第四号ま

で」と、同項第三号中「紛争解決等業務」に、「ある銀行」を「ある銀行業關係者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「第五十六条第二十六号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第一百条第一項第十九号の二中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

第五百条第一項第十九号の二中「第五十三条第六項」を「第五十三条第六項」に改める。

(信託業法の一部改正)

第二十三条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「を當む」を「又は電子決済手段関連業務(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二十七項に規定する特定信託会社であつて、同法第三十七条の二第三項の届出をしたものが同法第六十二条の八第三項の届出をして當む同法第二条第一項に規定する電子決済手段関連業務(同条第九項に規定する特定信託受益権に係るものに限る。)をいう。第二十一条第一項及び第九十三条第三号において同じ。)を當む」に改める。

第六十条の二十三第三項中「第一条第十九項」を「第一条第二十三項」に改める。

第六十条の三十二第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改める。

第六十条の二十三第三項中「第二条第十九項」を「第二条第二十二項」に改める。

第六十条の三十二第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改める。

の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第四十九条の二第二項」の下に「及び第五十二条の六十の三十六第七項(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三条)第六条の五第一項及び信用金庫法第八十九条第七項において準用する場合を含む。)」を、「第六十一条第七項の下に「第六十二条の二十五第七項」を加える。

第一百条第一項第三号コを同号テとし、その次の下に「第六十二条の二十五第七項」を加える。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第二十五条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号フを同号工とし、同号ホから同号ケまでを同号トから同号コまでとし、同号ニの次に次のように加える。

第四条第一項第三号コを同号テとし、その次の下に「第六十二条の二十五第七項」を加える。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十八条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「キまで」を「シまで」に改め、同項第三号キを同号シとし、同号テから同号サまでを同号ユから同号ミまでとし、同号工を同号サとし、その次に次のように加える。

キ 為替取引分析業を行う者

第四条第一項第三号コを同号テとし、その次の下に「第六十二条の二十五第七項」を加える。

ア 電子決済手段等取引業を行う者

第四条第一項第三号フを同号工とし、同号ホから同号ケまでを同号トから同号コまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ア 電子決済手段等取引業を行う者

審査報告書

航空法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年六月二日

参議院議長 山東 昭子殿 国土交通委員長 斎藤 嘉隆

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における航空輸送をめぐる状況に鑑み、航空分野における脱炭素社会の実現に向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方針の策定、航空運送事業者が作成する航空運送事業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並びにこれらの計画に基づく事業等に係る特別の措置について定めるとともに、航空運送事業基盤強化方針等の特例の延長等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 航空の脱炭素化の推進には、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料であるSAFの

供給の拡大が不可欠であることから、国産SA

Fの開発及び製造等の導入の促進に関する事項について航空脱炭素化推進基本方針に盛り込むこと。また、国産SAFの安定した供給を目指し、開発、製造及び流通を行う事業に対する、

国による財政面を含めた支援について早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

なお、国産SAFの開発及び製造が軌道に乗るまでの当面の間は、輸入SAFの安定的な調達、価格低減を図るために環境整備を図ること。

二 空港脱炭素化推進計画が早期に策定されるよう、国が管理する空港については速やかに計画策定を進めるとともに、それ以外の空港についても、計画策定の進捗状況を把握した上で、必要な指導・助言等に努めること。

三 航空会社及び空港会社等に対する支援については、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響が長期化しており、航空会社の財務の健全化には時間を要することに加え、原油価格の高騰等による影響も踏まえ、安全かつ安定的な航空ネットワークが維持されるよう、中期的な視点で着実に実施すること。

四 航空需要の活性化を図るため、国内はもとより、水際対策の更なる緩和や外国人観光客の本格的な受け入れなど、必要な措置を講ずること。

五 空港法第二十四条第一項に規定する空港脱炭素化推進計画の同法第二十五条第三項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、航空の脱炭素化の推進のために必要な事項

七 第十二条中「定め、並びに」を「定め、」に、「図ること」を「図り、並びに航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずること」と改める。

八 第十一条を第十三章とし、第十一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章の次に次の二章を加える。

九 第十章 航空の脱炭素化の推進
(航空脱炭素化推進基本方針)
第一百三十一条の二の七 国土交通大臣は、航空の脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七号)第二条の二に規定する脱炭素化社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。)に関する施策の総合

令和四年四月二十六日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 山東 昭子殿

航空法等の一部を改正する法律案

航空法等の一部を改正する法律案

第一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 無人航空機」を「第十一章 航空の脱炭素化の推進(第百三十一条の二の七無人航空機)」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に改める。

二 航空の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 航空の脱炭素化の推進のために、航空運送事業を經營する者、空港等の設置者その他の関係者が講すべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する航空運送事業脱炭素化推進計画の同法第二十五条第三項の認定に関する基本的な事項

五 空港法第二十四条第一項に規定する空港脱炭素化推進計画の同法第二十五条第三項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、航空の脱炭素化の推進のために必要な事項

七 第十二条中「定め、並びに」を「定め、」に、「図ること」を「図り、並びに航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずること」と改める。

八 第十一条を第十三章とし、第十一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章の次に次の二章を加える。

九 第十章 航空の脱炭素化の推進
(航空脱炭素化推進基本方針)
第一百三十一条の二の七 国土交通大臣は、航空の脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七号)第二条の二に規定する脱炭素化社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。)に関する施策の総合

的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「航空脱炭素化推進基本方針」といいう。)を定めるものとする。

2 航空脱炭素化推進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 航空の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

二 航空の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 航空の脱炭素化の推進のために、航空運送事業を經營する者、空港等の設置者その他の関係者が講すべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する航空運送事業脱炭素化推進計画の同法第二十五条第三項の認定に関する基本的な事項

五 空港法第二十四条第一項に規定する空港脱炭素化推進計画の同法第二十五条第三項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、航空の脱炭素化の推進のために必要な事項

七 第十二条中「定め、並びに」を「定め、」に、「図ること」を「図り、並びに航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずること」と改める。

八 第十一条を第十三章とし、第十一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章の次に次の二章を加える。

九 第十章 航空の脱炭素化の推進
(航空脱炭素化推進基本方針)
第一百三十一条の二の七 国土交通大臣は、航空の脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七号)第二条の二に規定する脱炭素化社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。)に関する施策の総合

<p>6 前三項の規定は、航空脱炭素化推進基本方針の変更について準用する。 (航空運送事業脱炭素化推進計画)</p> <p>第百三十一条の二の八 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、単独又は共同で、航空運送事業の脱炭素化の推進を図るための計画(以下「航空運送事業脱炭素化推進計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 航空運送事業脱炭素化推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 航空運送事業の脱炭素化の目標</p> <p>二 前号の目標を達成するために行う非化石燃料(化石燃料以外の物であつて、燃焼の用に供されるものをいう。)の使用その他の措置の内容</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項</p> <p>3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その航空運送事業脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>4 前項の認定を受けた本邦航空運送事業者(以下「認定航空運送事業者」という。)は、当</p>
<p>該認定に係る航空運送事業脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。</p> <p>(事業計画の変更の特例)</p> <p>第百三十一条の二の九 認定航空運送事業者が前条第三項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。以下この条において「計画の認定」という。)を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画(以下「認定航空運送事業脱炭素化推進計画」という。)に従つて前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を実施するため第百九条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>(空港脱炭素化推進協議会に対する協議の求め)</p> <p>第百三十一条の二の十三 国土交通大臣及び航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>二 令和三年度及び令和四年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項</p>
<p>(関係者の協力)</p> <p>第百三十一条の二の十三 国土交通大臣及び航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>(空港脱炭素化推進協議会に対する協議の求め)</p> <p>第百三十一条の二の十 認定航空運送事業者は、空港法第二十六条第一項に規定する空港脱炭素化推進協議会(当該認定航空運送事業者を構成員とするものに限る。)に対し、認定の申請をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が引き続き甚大影響事態と認められ、当該影響に対応するため令和五年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金の軽減又</p>
<p>進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>うときは、当該航空運送事業基盤強化方針に従つて定められた同項各号に掲げる事項を次に掲げる事項に変更するものとする。</p> <p>一 令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容に関する事項</p> <p>二 令和三年度及び令和四年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項</p> <p>(空港法の一部改正)</p> <p>第一条 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二節 空港機能施設事業(第十五条—第三十六条)」を「第二節 空港の脱炭素化事業(第十五条—第二十三条)」に、「第三十七条—第四十四条」を「第三十九条—第四十四条」に、「第三十九条—第五十一条」を「第三十一条—第四十三条」に、「第三十七条—第四十四条」を「第四十四条—第五十一条」に改める。</p> <p>第一条中「措置」の下に「並びに空港の脱炭素化を推進するための措置」を加える。</p> <p>第十四条第一項中「以ト」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「同項に規定する協議を行ふ」を「協議会において協議を行うときは、あらかじめ、」に、「者に」を「者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を」に改め、同条第四項中「係る」の下に「事項の」を加える。</p>

第四十四条を第五十一条とし、第四十三条を第五十条とし、第四十二条を第四十九条とする。

第四十一条中「ときは」を「場合には」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十条中「第三十七条」を「第四十四条」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十九条中「した」の下に「ときは、その違

反行為をした」を加え、同条を第四十六条とする。

第三十八条中「じきは」を「場合には」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十七条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第二号までの規定中「者」を「とき」に改め、同

第四号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第五号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条を第四十四条とする。

第五章中第三十六条を第四十三条とし、第十九条から第三十五条までを七条ずつ繰り下げる。

第二十八条の前の見出しを削り、同条を第三十五条とし、同条の前に見出しがて「(東京国際空港の特例)」を付する。

第二十七条中「国有財産を」を「ものを」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条の見出しを「(国有財産の無償貸付け)」に改め、同条中「である国有財産」を削り、

〔昭和二十三年法律第七十三号〕第二条の国有

財産」を「第三条第三項に規定する普通財産」に改め、同条を第三十三条とし、第二十五条を第三十二条とし、第二十四条を第三十一条とする。

第四章に次の二節を加える。

第三節 空港の脱炭素化の推進
(国土交通大臣である空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等)

第二十四条 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二)に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うこととする。以下同じ。)の推進を図るための計画(以下「空港脱炭素化推進計画」という。)を作成することができる。

4 空港脱炭素化推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合したものでなければならない。

5 国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、国土交通大臣である空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について準用する。

(国土交通大臣以外の空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等及び認定)

第二十五条 省令で定めるところにより、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣を除く。以下この条において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

6 前条第三項及び第四項の規定は空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について、第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

(空港脱炭素化推進協議会)

二 前号の目標を達成するために実施する再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネ

ルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。)の整備その他の空港の脱炭素化のための事業(以下「空港脱炭素化推進事業」

といふ)及びその実施主体に関する事項

のものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針及び航空法第百三十一条の二の二第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 空港管理者は、空港脱炭素化推進計画について前項の認定を受けたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 第三項の認定を受けた空港管理者(第二十一条及び第二十九条において「認定空港管理者」という。)は、当該認定に係る空港脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 前条第三項及び第四項の規定は空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について、第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

(空港脱炭素化推進協議会)

第二十六条 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施その他の空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において「空港脱炭素化推進協議会」という。)を組織することができる。

2 空港脱炭素化推進協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その空港脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当す

一 空港脱炭素化推進計画を作成ようとす る空港管理者、
二 指定空港機能施設事業者、航空運送事業 者その他の当該空港において航空機の運航 に関する事業を行なう者
三 空港脱炭素化推進計画に記載しようとす る空港脱炭素化推進事業を実施すると見込 まれる者
四 関係行政機関、関係地方公共団体、学識 経験者その他の当該空港管理者が必要と認 める者
5 第二項第二号及び第三号に掲げる者であつ て空港脱炭素化推進協議会の構成員でないも のは、第一項の規定により空港脱炭素化推進 協議会を組織する空港管理者に對して、自己 を空港脱炭素化推進協議会の構成員として加 えられるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による通知を受けた者は、正當 なものに、当該協議を行う事項を通知しなけれ ばならない。
7 第二項第二号及び第三号に掲げる者であつ て空港脱炭素化推進協議会の構成員でないも のは、第一項の規定により空港脱炭素化推進 協議会を組織する空港管理者に對して、自己 を空港脱炭素化推進協議会の構成員として加 えられるよう申し出ることができる。
8 前項の規定による申出を受けた空港管理者 は、正当な理由がある場合を除き、当該申出 に応じなければならない。
9 空港脱炭素化推進協議会は、必要があると 認めるときは、その構成員以外の関係行政機 関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表 明、説明その他必要な協力を求めることがで きる。
10 空港脱炭素化推進協議会において協議が調 つた事項については、空港脱炭素化推進協議 会の構成員はその協議の結果を尊重しなけれ ばならない。

11 前各項に定めるもののが、空港脱炭素化 推進協議会の運営に關する事項は、空港 脱炭素化推進協議会が定める。
(航空法の特例)
12 第二十七条 認定空港管理者が第二十五条第三 項の認定(同条第五項の変更の認定を含む) 以下この条において「計画の認定」という)を 受けた空港脱炭素化推進計画(以下「認定空港 脱炭素化推進計画」という)に従つて空港脱 炭素化推進事業を実施するため航空法第四十 三条第一項の許可を受けなければならない場合 には、当該計画の認定を受けたときに、同 項の規定により許可を受けたものとみなす。 その旨を公表しなければならない。
13 附則第七条第七項中「附則第七条第一項」を 「附則第八条第一項」に改め、同条第十四項中 「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同条を附 則第九条とする。
14 附則第八条(見出しを含む)中「第二十九条第一 項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を附 則第九条とする。

15 第二十九条 国は、認定空港管理者又は認定空 港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素 化推進事業の実施主体に対し、当該認定空港 脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に 必要な指導及び助言を行うものとする。
(認定の取消し)
16 第三十一条 國土交通大臣は、認定空港脱炭素化 推進計画が第二十五条第三項各号のいずれか に該当しなくなつたと認めるとき、又は認定 空港脱炭素化推進計画に従つて空港脱炭素化 推進事業が行われていないと認めるときは、 その認定を取り消すことができる。
17 附則第三条第三項中「第二十七条」を「第三十 四条」に、「第三十一条」を「第三十八条」に改め るのは「附則第六条において準用する第二十 一条」を「第三十九条及び第四十条」に改め、同 項第二項中「ときは」を「場合には」に改め、同項 第三号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一 項」に改め、同項第四号中「第三十二条第二 項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第三項 中「罰金刑」を「刑」に改める。

四条第一項の規定により国土交通大臣が作成した空港脱炭素化推進計画」と読み替えるものとする。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正)

第三条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第三十二条第一項」を「第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とし」と改め、同法第三十九条第一項に「並びに」に、「第三十三条を「第四十条」に改め、同条第二項中「第三十一条」を「第三十九条」に、「第三十二条第一項」に、「及び」を「並びに」に、「第三十三条を「第四十条」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項」を「第三十九条」に、「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十九条第一項に改め、同条第十号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれ

ぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の五第三項中「附則第七十七条第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第二百五十九条の三第七項」を「同条第七項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の一部を次の

二 次条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

条、第二十五条、第二十七条及び第二十二条の規定にかかわらず、同法を削る。

附則第十条中「新空港法第二十八条」を「空港法第三十五条」に改める。

（航空脱炭素化推進基本方針に関する準備行為）

第二条 国土交通大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の航空法第百三十一条の二の七第四項の規定の例により、同条第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針の案について環境大臣、経済産業大臣その他他の関係行政機関の長に協議することができる。

第十三条中「第三十二条第一項」を「第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項に、「第三十三条规定を「第三十二条第一項」に改める。

第十九条第九号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第十号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

（航空法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条中「第三十二条第一項」を「第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項に、「第三十三条规定を「第三十二条第一項」に改める。

審査報告書

電波法及び放送法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年六月一日

参議院議長 山東 昭子殿 総務委員長 平木 大作

二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」と

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第一条中航空法附則第五条の改正規定及び

附則第三条の規定 公布の日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変更を届出義務の対象に追加する等情報通信分野の外資規制の見直しを行ふとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

二、附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う電波利用料の歳入見込額は、令和四年度から六年度の平均で約七百五十億円である。また、電波利用共益費用の使途の追加に伴う経費として、令和四年度一般会計予算の電波利用料財源電波監視等実施費に革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金百億円が計上されている。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 政府は、総務大臣に代わり新たに電波の有効利用評価を行うこととなる電波監理審議会については、同審議会委員に技術的知見を有する委員を多く任命するなど、実効性ある機能強化を図ること。

員を多く任命するなど、実効性ある機能強化を図ること。

二、政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利も十分に考慮すること。

三、政府は、今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平等に留意して、予算規模及び料額を決定すること。なお、当該決定に当たっては、議論の透明性を確保すること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、更なる適正化を図ること。

四、政府は、電波利用料の料額の改定について

は、免許人等が負担の水準を予見できるよう、三年ごとに検討することを原則とし、安易な電波利用料額の引上げは慎むこと。検討結果に基づいて所要の措置を講ずる場合においても、料額が急激に増加することのないよう留意すること。

五、政府は、電波利用料の歳入と歳出の累積差額について

は、電波利用料共益事務への積極的な活用を図ること。

六、政府は、情報通信分野の外資規制について

に鑑み、外資規制の実効性が担保されるよう、審査手続及び審査体制を整備すること。

七、政府は、無線局の免許、放送事業者の認定等

の業務の遂行に際しては、いやしくも行政がゆがめられたとの疑いを持たれないよう、公平・公正を旨とすること。

八、政府は、協会の事業収支差金のうち財政安定のため留保する金額の上限設定に際して、協会の財政安定と視聴者への還元を慎重に考慮し、明確かつ適正な水準を設定すること。

また、協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るために最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。

九、協会は、中間持株会社の設置と並行して子会社の再編を進める際には、関係する職員の雇用等に留意すること。

十、政府は、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、電波・放送行政の運営について不斷の見直しを行うこと。

十一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

右決議する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

令和四年四月二十一日

参議院議長 山東 昭子殿
衆議院議長 細田 博之

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

(電波法の一部改正)

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の十七」を「第二十七条の二十」に、「第二十七条の十八—第二十七条の三十七」に、「第二十七条の三十五・第二十七条の三十六」を「第二十七条の三十八・第二十七条の三十九」に、「第九十九条の十四」を「第九十九条の十五」に改める。

第四条ただし書中「の各号」を削り、同条第四号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改める。

第五条第一項第四号中「もの。」を「もの」に改め、同条第二項第三号中「第二条第六号の」を「第二条第六号に規定する」に改め、「であつて、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの」を削り、同項第四号中「であつて、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号、第二百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの」を削り、同条第三項第三号中「第二十七条の十五第一項」を「第二十七条の十六第一項」に改め、同項第四号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条第六項中「第二十七条の十三第一項」を「第二十七条の十四第一項」に、「同条第二項第五号」を「同条第三項第六号」に改める。

第六条第一項第七号中「第二十七条の十三第二項第九号」を「第二十七条の十四第二項第二号」に改め、同項第九号中「第二十七条の二十三第一項」を「第二十七条の二十六第一項」に改め、同条第三項第一号り中「船舶安全法」の下に「昭和八年法律第十一号」を加え、同条第五項第七号中「航空法」の下に「(昭和二十七年法律第二百三十一号)」を加え、同条第八項第一号中「もの」の下に「(以下「電気通信業務用基地局」という。)」を加える。

第十五条第一項の下に「(第八項及び第九項を除く。)」を加える。

第二十五条第一項中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の二十二第一項」を「第二十七条の二十五第一項」に、「第二十七条の三十一」を「第二十七条の三十四」に、「第二十七条の二十二第二項」を「第二十七条の二十五第二項」に改め、同条第二項中「第二十七条の十二第二項第六号」を「第二十七条の十二第三項第七号」に改める。

第二十六条第二項第四号中「第二十七条の十六第六項」を「第二十七条の十四第六項」に改める。

第二十六条第二項第七号に掲げる無線局の種類との当該各号に定める事項の別による区分をいう。

第二十六条の二の見出し中「調査等」を「調査」に改め、同条第一項中「推進するため」の下に「調査区分(三百万メガヘルツ以下の周波数についての次の各号に掲げる無線局の種類)」との次条第一項及び第三項において同じ。)」と/or、「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 電気通信業務用基地局 周波数帯(三百万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。次号及び第二十七条の十二第二項第三号において同じ。)、電気通信業務用基地局の免許人その他総務省令で定める事項
- 二 電気通信業務用基地局以外の無線局 周波数帯その他総務省令で定める事項

- 3 前項に規定する有効利用評価の方法(電気通信業務用基地局に係るものに限る。)は、調査区分ごとに、各評価事項の評価の結果を表示する記号を付するとともに、これらの評価事項の全体の総合的な評価の結果を表示することを内容とするものでなければならない。
- 4 評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 前項に規定する有効利用評価の方法(電気通信業務用基地局に係るものに限る。)は、調査区分ごとに、各評価事項の評価の結果を表示する記号を付するとともに、これらの評価事項の全体の総合的な評価の結果を表示することを内容とするものでなければならない。
- 6 総務大臣は、有効利用評価を行つたときは、遅滞なく、総務大臣に対し、その結果を報告するとともに、総務省令で定めることにより、その結果の概要を公表しなければならない。
- 7 総務大臣は、有効利用評価を行つたため必要な限度において、免許人等に対し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 8 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
 - 9 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、
- 第二十七条の十二第一項第一号中「次条第二項第三号」を「第二十七条の十四第二項第三号」に改め、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「第七号」を「第三号及び第八号」に改め、同項第二号中「する周波数及び当該周波数を使用させることする区域(以下「周波数の使用区域」という。)」の他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。次号及び第二十七条の十二第二項第三号において同じ。)、電気通信業務用基地局が現に使用している場合、当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用的期限の満了の日

必要な事項について報告を求めることができる。

とし、同項第八号中「次条第一項」を「第二十七條の十四第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第二号括弧書に規定する」を「第二号又は口に掲げる」に、「同号括弧書に規定する」を「それぞれ同号又は口に定める」に、「当該」を「それぞれ同号又は口に定める」に、「より当該」を「よる当該又は口に定める」に、「同日」を「当該イ又は口に定める日」に、「次条第二項第十一号及び第一百六十六条第十号において」を「以下」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「次条第一項」を「第二十七条の十四第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 次のイ又は口に掲げる事項その他の当該特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項

イ 当該特定基地局を開設しようとする者の区分(既設電気通信業務用基地局の免許人であるか否かの別、当該免許人と同に算定した既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう)ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定基地局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項

ロ 接続・御役務提供(他の電気通信事業者(電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)の電気通信

設備と当該特定基地局に係る電気通信業務の用に供する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務(同法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。)の提供を口に掲げるに、「同号括弧書に規定する」を「それぞれ同号又は口に定める」に、「当該」を「それぞれ同号又は口に定める」に、「より当該」を「よる当該又は口に定める」に、「同日」を「当該イ又は口に定める日」に、「次条第二項第十一号及び第一百六十六条第十号において」を「以下」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「次条第一項」を「第二十七条の十四第一項」に改め、同号を同項第六号とし、第三号を第四号とし、第二号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

4 総務大臣は、第二項第一号又は第三号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針を定めようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該開設指針に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聽かなければならない。

5 総務大臣は、第二項各号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該開設指針の制定が当該開設指針に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域として総務大臣が定める区域に係るものに限る。以下この項及び次条第一項(第三号を除く。)において同じ。)を使用する電気通信業務用基地局については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに限り、特定基地局とすることができる。

一 第二十六条の三第四項の規定により有効利用評価の結果の報告を受けた場合において、既設電気通信業務用基地局(第二十七条の十五第三項に規定する認定計画に従つて開設されているものであつて、当該認定計画に係る認定の有效期間が満了していないものを除く。第三号及び第二十七条の二十一において同じ。)が現に使用している周波数に係る当該結果が総務省令で定める基準を満たしていないと認めるとき、当該周波数を使用する電気通信業務用基地局

7 総務大臣は、第二項第一号に掲げる場合において、第四項の規定による意見の聴取の結果、第五項の規定による調査の結果その他の事情を勘案して、開設指針を定める必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を電波監理審議会に報告しなければならない。

第二十七条の十二第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

2 前項の場合において、総務大臣は、既に開設されている電気通信業務用基地局(以下「既設電気通信業務用基地局」という。)が現に使正在に区分し、又は二以上の周波数の区分を統合し、若しくは統合した上で区分することをいう。以下この号において同じ。)を行ない、当該周波数の再編により新たに区分された周波数を使用する電気通信業務用基地局の開設を図ることが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要であると認めるとき、当該電気通信業務用基地局

三 電波に関する技術の発達、需要の動向その他の事情を勘案して、既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の再編(同一の周波数帯に属する周波数であつて同一の免許人が開設する無線局が現に使用しているものとの別による区分をいう。以下この号において同じ。)を更に区分し、又は二以上の周波数の区分を統合し、若しくは統合した上で区分することをいう。以下この号において同じ。)を行ない、当該周波数の再編により新たに区分された周波数を使用する電気通信業務用基地局の開設を図ることが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要であると認めるとき、当該電気通信業務用基地局

7 総務大臣は、第二項第一号に掲げる場合において、第四項の規定による意見の聴取の結果、第五項の規定による調査の結果その他の事情を勘案して、開設指針を定める必要がある旨を決定したとき、当該決定に係る周波数を使用する電気通信業務用基地局

二 次条第二項の規定により、同条第一項の規定による申出に係る開設指針を定める必要がある旨を決定したとき、当該決定に係る周波数を使用する電気通信業務用基地局

五項」を「以下この条」に改め、「同項ただし書中「第三項」を「第四項」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「若しくは第二項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「第二十七条の三十五第三項」を「第二十七条の三十八第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 認定開設者が、認定計画に係る周波数を理由として使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十七條の三十五を第二十七條の三十八とする。

を「第二十七条の二十七第一項」に、「第二十七条の二十第二項各号」を「第二十七条の二十三第二項各号」に、「第二十七条の二十六第二項」を「第二十七条の二十九第二項」に、「第二十七条の三十三」を「第二十七条の三十六」に改め、第二章第二節中同条を第二十七条の三十七とす
る。

十八第一項】を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条を第二十七条の二十九とし、第二十七条の二十五を第二十七条の二十八とする。

第二十七条の二十四第一項ただし書中「第二十七条の二十第二項各号」を「第二十七条の二十三第二項各号」に改め、同条を第二十七条の二十七とする。

〔特定基地局等〕に改め、同条中「特定基地局」の下に「及び当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局」を加え、第二章第一節中同条を第二十七条の十八とし、同条の次に次の二条を加える。

(特定基地局の開設に係る認定開設者の責務)

第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを

第二十七条の三十四第一項中「第二十七条の二十三及び第二十七条の二十六第三項」を「第二十七条の二十六及び第二十七条の二十九第二項」に改め、同条第二項中「第二十七条の二十九第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、

七条の二十七」に、「第二十七条の二十七」を「第二十七条の三十」に、「第二十七条の二十八」を「第二十七条の三十一」に、「第二十七条の十九」を「第二十七条の二十二中」に、「第二十七条の三十四第二項」を「第二十七条の三十七第二項」に、「第二十七条の二十九第二項各号」を「第二

二十七条の三十一第一項名号に、第二十七条の二十中「第二十七条の十八第一項」を第二十中「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の十九各号」を第二十七条の二十二各号に、「第二十七条の二十四第一項」

第二十七条の二十八中「第二十七条の十五第三項」を「第二十七条の十六第三項」に、「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の二十六第二項」を「第二十七条の二十九第二項」に改め、同条を第二十七条の三十一とする。

第二十七条の二十七中「第二十七条の十五第三項」を「第二十七条の十六第三項」に、「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条を第二十七条の三十一とする。

第二十七条の二十六第二項中「第二十七条の

九」を「第二十七条の二十二」に、「第二十七条の二十第一項」を「第二十七条の二十三第一項」に改め、同条を第二十七条の三十三とする。
第二十七条の二十九第一項中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第三十七条の三十四」を「第二十七条の三十七」に改め、同条を第二十七条の三十二とす
る。

九」を「第二十七条の二十二」に、「第二十七条の二十第一項」を「第二十七条の二十三第一項」に改め、同条を第二十七条の三十三とする。
第二十七条の二十九第一項中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の三十四」を「第二十七条の三十七」に改め、同条を第二十七条の三十二とする。
第二十七条の二十八中「第二十七条の十五第三項」を「第二十七条の十六第三項」に、「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の二十六第二項」を「第二十七条の二十九第二項」に改め、同条を第二十七
条の三十一とする。

第二十七条の二十一中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条を第二十七条の二十四とする。
第二十七条の二十中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条を第二十七条の二十三とし、第二十七条の十九を第二十七条の二十二とする。
第二十七条の十八第三項中「第二十七条の二十九第三項」を「第二十七条の三十二第三項」に改め、同条を第二十七条の二十一とする。
第二十七条の十七の見出し中「特定基地局」を

条第四項中「第二十七条の十八第二項第一号」を「第二十七条の二十一第二項第一号」に改め、同一条を第二十七条の二十六とする。
第二十七条の二十二第一項中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条の十九各号」を「第二十七条の二十二各号」に改め、同条を第二十七条の二十五とする。

条第四項中「第二十七条の十八第一項第一号」を「第二十七条の二十一第二項第一号」に改め、同条を第二十七条の二十六とする。

第三十七條の二十二第一項中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条の十九各号」を「第二十七条の二十二各号」に改め、同条を第二十七条の二十五とする。

第二十七条の二十一中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条を第二十七条の二十四とする。

第二十七条の二十中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同条を第二十七条の二十三とし、第二十七条の十

を特定基地局とする開設計画の認定をしたときは、当該認定に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局又は当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局の再免許の申請については、当該認定の日から当該認定に係る開設指針に定めるこれらの無線局が現に使用している周波数の使用の期限の満了の日までは、第六条第八項の規定は、適用しない。

(既設電気通信業務用基地局等の再免許申請
場所以外の場所(当該認定計画に係る周波数の使用区域内にある場所に限る)においても、当該特定基地局の開設に努めなければならぬ。)

第二十七条の二十 総務大臣が第二十七条の十二第二項各号に定める電気通信業務用基地局等の再免許申請の特例)

項」を「第二十七条の十四第四項」に、「第二十七条の十六」を「第二十七条の十七」に改め、同条を第二十七条の十七とする。
第二十七条の十五第二項第三号及び第三項中「第二十七条の十三第一項」を「第二十七条の十六」と「第二一项」に改め、同条を第二十七条の十六とする。
第二十七条の十四第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同条を第二十七条の十五とする。
第二十七条の十三第一項中「次項第五号」を「次項第六号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に、「第八号及び第十二号」を「第五号、第九号及び第十三号」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第二十七条の十二第二项第一号」に改め、同項中第十三号を「第十四号」とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の「一」号を加える。
五 接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの

第二十七条の十三第五項中「前条第二項第八号」を「第二十七条の十二第三項第九号」に改め、同条第七項中「五年(前条第二項第二号括弧書に規定する)を「十年(第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに定める)に、「十年」を「二十年」に改め、同条を第二十七条の十四とする。
(開設指針の制定の申出)
第二十七条の十三 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数を使用する電気通

信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者(当該既設電気通信業務用基地局の免許人を除く)は、総務省令で定めるところにより、当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聽かなければならない。
四 総務大臣は、第二項の規定により決定をしたときは、遅滞なく、理由を付してその旨を当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に通知するとともに、これを作成しなければならない。
第五十三条中「第二十七条の二十二第一項」を「第二十七条の二十五第一項」に改める。
第七十条の九第一項ただし書中「第二十七条の二十第二項各号」を「第二十七条の二十三第二項各号」に改める。
三 当該特定基地局が使用する周波数

四 当該申出に係る次条第一項に規定する通信系に含まれる当該特定基地局の総数並びにそれぞれの当該特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
五 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、当該特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
六 その他総務省令で定める事項
二 総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果、申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込みその他総務省令で定める事項を勘案して、当該申出に係る開設指針の制定の要否を決定するものとする。
第三十九条の十一第一項第一号中「第四条第一号、第二号及び第三号」を「第四条第一号から第三号まで」に、「調査等」を「調査)、第二十六条の三第一項第四号(有効利用評価の評価事項)に、「第二十七条の十三第七項」を「第二十七条の十二第二項第一号(電波の有効利用の程度に関する基準)、第二十七条の十三第一項ただし書(申出人に関する事項)、同条第二項(開設指針の制定の要否に係る勘査事項)、第二十七条の十四第七項」に、「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の二十一」を「第二十七条の二十四」に、「第二十七条の二十三第一項」を「第二十七条の二十六第一項」に、「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十三第一項」に、「第二十七条の三十一」を「第二十七条の三十四」に、「第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十八第一項」に、「第三十九条第一項、第二項、第三項」を「第三十九条第一項から第三項まで」に、「第四十五条第一項」を「第二十七条の三十四」に、「第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十八第一項」に、「第三十九条第一項から第三項まで」に、「第四十二条第二項第二号、第三号及び第四号」を「第四十二条第二項第二号、第三号」を「第五十二条第五十二条第一号、第二号、第三号」を「第五十二条第一号から第三号まで」に改め、「同項第二号中「第二十六条の二第二項の規定による開設指針の有効利用の程度の評価」を削り、「及び」を「第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び」に改め、同項第三号中「第二十七条の十五第一項」を「第二十七条の十六第二項」に、「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同項第四号中「第二十七条の十三第一項」を「第二十七条の十四第一項」に改める。

円」を「四億三千五百十二万七千六百円」に、「七千二百五十二万五千三百円」を「八千七百三万三百円」に、「一千五百二十三万二千二百円」を「千八百二十七万八千六百円」に改め、同表の六の項中「中線電力が○・○二ワット未満のもの
中の九の項中「空
十九百円」に、「十八万九千七百円」を「十九万五千六百円」に、「一億二百四十五万八千八百円」を「一億五百八十三万三千九百円」に、「五億六千九百二十万八千三百円」を「五億九千六百三十一万二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五百円」に、「七万九千三百円」を「七万九千五百円」に、「百二十八万九千六百円」を「百三十四万六千百円」に、「六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの
十九百円」に改め、同表の七の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表の九の項中「住民に対し
の特定の無線局(第百三条の二第五十項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超えて七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る)のみを通信の相手方とするもの
五百円
に、「一万九千百円」を「一万八千七百円」に、「四
て災害情報等を直接伝達するため、同表の九の項中「五百円
の特定の無線局(第百三条の二第五十項第二号に掲げるものであつて、専ら一
の特定の無線通信を行うものであつて、専ら一
に改め、同表の五の項中「〇・〇一五九」を「〇・
〇二七七」に改め、同表の二の項中「〇・〇四七〇」を「〇・〇四五九」に改め、同表の三の項中「〇・四六五八」を「〇・四七〇三に改め、同表の四の項中「〇・〇二三一」を「〇・〇二三七」に改め、同表の五の項中「〇・〇一五九」を「〇・
〇一五六」に改め、同表の六の項中「〇・一一九九」を「〇・一一九六」に改め、同表の七の項中「〇・一六四一」を「〇・一六三六」に改め、同表の八の項中「〇・〇三九一」を「〇・〇三八六」に改め、同表の九の項中「〇・〇二〇四」を「〇・
〇一九九」に改め、同表の十の項中「〇・〇六八八」を「〇・〇六八二」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七八」を「〇・〇〇七九」に改め、同表の十二の項中「〇・五六四〇」を「〇・
六」に改め、同表の十三の項中「〇・四三六〇」を「〇・四三三四」に改め、同表の十五の項中「〇・一三三九」を「〇・一三五一」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二一」を「〇・〇八一八」に改める。
別表第八中「一億二千六百十六万六千二百円」を「一億三千二百十一万一千百円」に、「三千二百四千五百円」を「二億千九百七十一万三千四百円」に、「九千五百五十五万七千四百円」を「一億九百八十六万八千八百円」に、「千八百三十六万五千五百円」を「二千二百三万八千六百円」に、「六百十九万

八千円」を「七百四十三万七千六百円」に、「四億五千二百六十五万千四百円」を「五億四千三百十八万三千六百円」に、「二億二千六百三十三万六千円」を「一億七千六百万三千二百円」に、「四千五百三十二万三千百円」を「五千四百三十八万五千五百円」を「一億七百八万三千百円」に、「千五百十八万三千百円」を「千八百二十一万九千七百円」に改め、同表備考第八号イ中「四百円」を「三百円」に改め、同号口及び同表備考第九号中「六百円」を「五百円」に改め、同表備考第十号イ中「七千円」を「五千七百円」に改め、同号口中「六百円」を「五百円」に改め、同表備考第十一号中「八百円」を「六百円」に改め、同表備考第十二号中「一の項及び」を「一の項に掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円、三の項に掲げる無線局にあつては二百円」を削る。

別表第七の一の項中「〇・〇二八一」を「〇・〇二七七」に改め、同表の二の項中「〇・〇四七〇」を「〇・〇四五九」に改め、同表の三の項中「〇・四六五八」を「〇・四七〇三に改め、同表の四の項中「〇・〇二三一」を「〇・〇二三七」に改め、同表の五の項中「〇・〇一五九」を「〇・〇一五六」に改め、同表の六の項中「〇・一一九九」を「〇・一一九六」に改め、同表の七の項中「〇・一六四一」を「〇・一六三六」に改め、同表の八の項中「〇・〇三九一」を「〇・〇三八六」に改め、同表の九の項中「〇・〇二〇四」を「〇・〇一九九」に改め、同表の十の項中「〇・〇六八八」を「〇・〇六八二」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七八」を「〇・〇〇七九」に改め、同表の十二の項中「〇・五六四〇」を「〇・

六」に改め、同表の十三の項中「〇・四三六〇」を「〇・四三三四」に改め、同表の十五の項中「〇・一三三九」を「〇・一三五一」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二一」を「〇・〇八一八」に改める。

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第三号中「第二項」を「第六項」に改め、同条第四項中「の衛星基幹放送」を「に規定する衛星基幹放送」に、「〇及び」を「次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。」及び「、同条第十四号の」を「同法第二一条第十四号に規定する」に改め、「次の各号」の下に「(コミニュニティ放送)(同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。次条第二

項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。)を有する無線局があつては、第三号を除く。)を加え、同項第二号中「掲げる者が」の下に「特定役員」を加え、「の特定役員」を「に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。)に改め、同項第三号中「これら」を「(以下「外国人等直接保有議決権割合」といふ。)とこれら」に、「とを」を「(次条第二項第九号ハにおいて「外国人等間接保有議決権割合」という。)とを」に改め、「その議決権の」を削り、「を立める」を「である」に改め、同号口中に「イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合」を「外国人等直接保有議決権割合」に改め、同条第五項中「の地上基幹放送」を「に規定する地上基幹放送」に、「の多重放送」を「に規定する多重放送」に、「すべて」を「全て」に改める。

第六条第一項中「掲げる事項」の下に「(前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)」を加え、同項に次の二号を加える。

十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称(前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合)

ロ 外国人等直接保有議決権割合

第六条第二項中「(自己)の地上基幹放送の業務に用いる無線局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業

務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称)」を削り、同項第二号中「無線局」の下に「の免許を受けようとする者」を加え、同項第六号中「第二条第二号の」を「第二条第一号に規定する」に改め、同項に次の三号を加える。

七 自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けようとする者にあつては、放送事項

八 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする者の氏名又は名称

九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 特定役員の氏名又は名称(前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合)

ロ 外国人等直接保有議決権割合

二 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更(同項第六号に掲げる事項については前項の総務省令で定める軽微な変更に限り、同条第二項第九号に掲げる事項については当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれがないものとして総務省令で定めるもの除外。)

一 氏名又は名称及び住所

二 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称及び第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

三 その他総務省令で定める事項

第二十七条の十五第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 認定開設者は、前条第一項各号に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。）に変更（次に掲げるものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 前条第一項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれがないものと、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

二 前条第一項第三号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なもの

第三条の十六第四項中「前二項」を「第一項又は前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定開設者（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものに限る。以下第五項まで

において同じ。）が第五条第一項第四号に該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、

当該認定開設者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。

一 第五条第一項第四号に該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る移動受信用地上基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

三 その他総務省令で定める事項

第四号に該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定開設者の意見を聽かなければならぬ。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定開設者に対する理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないことをとするものであるときは、その旨）及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けうることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないことをするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聽かなければならぬ。

第三十八条の十一第一項中「第一百六十六条第二十号」を「第百六十六条第二十三号」に改める。

第七十五条第一項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第二項中「第五条第四項（第三号に該当する場合に限る）」を「第五条第一項（第四号に該当する部分に限る）」と並びに前条第二項及び第三項（第二号又は第三号に係る部分に限る）」又は第四項（第二号又は第三号に係る部分に限る）を「第五条第一項（第四号に該当する場合に限る）」に改め、同項に次に各号を加える。

一 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に及ぼす影響

イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益

ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益

三 その他総務省令で定める事項

第七十五条に次の三項を加える。

一 第五条第四項第二号又は第三号（コミュニティ放送をする基幹放送局の免許人にあつては、同項第二号）に該当することとならぬようにするために講じた措置の実施状況

二 第十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三 その他第五条第四項第二号又は第三号に該当することとならないようにするために講じた措置の実施

第九十九条の十一第一項第一号中「同条第五

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第六十条の二 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第七十七条中「まで」の下に「（第七十五条第二項から第五項まで並びに前条第二項及び第三項を除く。）」を加える。

第七十七条中「まで」の下に「（第七十五条第二項から第五項まで並びに前条第二項及び第三項を除く。）」を加える。

第八十条の次に次の二条を加える。

第八十条の二 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の三 基幹放送局以外の無線局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の四 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の五 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の六 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の七 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の八 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の九 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十一 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十二 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十三 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十四 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十五 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十六 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十七 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十八 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の十九 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の二十 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

第八十条の二十一 基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

項及び第十七条第二項を「同条第四項及び第七条第一項」に改め、「認定の有効期間」の下に「第二十七条の十六第二項第三号(開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項)」を、「する無線局」の下に「第七十五条第二項第三号(無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項)」を、「する無線局」の下に「第七十五条第二項第六項若しくは第三項を第二十七条の十六第六項若しくは第七項」に改める。

第一百六条第二十八号を第三十二号とし、

第二十七号を第三十一号とし、第二十六号を第三十号とし、第二十五号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 第八十一条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百六条中第二十四号を第二十七号とし、

第十三号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十 第二十七条の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百六条中第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十七条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(放送法の一部改正)

第三条 放送法昭和二十五年法律第百三十二号の一部を次のように改正する。

令和四年六月三日 参議院会議録第二十八号 電波法及び放送法の一部を改正する法律案

目次中「第一百六条」を「第一百六条の二」に、「第一百六条の二(一百六条の六)」を「第一百六条の三(一百六条の七)」に改める。

第二十条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、

同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同

項を同条第十七項とし、同条第十五項第一号中

「第九項」を「第十項」に、「第十項各号」を「第十

項各号」に改め、同項第二号中「第十一項」を

「第十二項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同

項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第

十五項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十

項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第

十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同

条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を

「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同

条第十項第三号中「協会の放送を受信すること

のできる受信設備」を「特定受信設備(第六十四

条第一項に規定する特定受信設備をいう。」

「その放送の受信についての契約をしなければ

を「同項に規定する受信契約を締結しなければ

に、「第六十四条第一項」を「同条第一項」に、

「その放送の受信についての契約をしなければ

を「同項に規定する受信契約を締結しなければ

に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九

項を第十項とし、第六項から第八項までを一項

ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加え

る。

六 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行

うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に

支障のない範囲内において、他の放送事業者

が第四条第二項の責務にのつとり講ずる措置

並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹

放送局提供事業者(電波法の規定により衛星

基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

第二十二条第一項中「いう。」の下に「第二十二

条の二第一号を除き」を加える。

第二十二条中「国立研究開発法人宇宙航空研

究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機

構及び第一百四十条第二項に規定する指定再放送

事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務

に密接に関連する政令で定める事業を行う」を

「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加え

る。

一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

二 国立研究開発法人情報通信研究機構

三 第百四十条第二項に規定する指定再放送

事業者

四 前三号に掲げる者のほか、第二十条第一

項又は第二項の業務に密接に関連する政令

で定める事業を行う者

第三十二条の次に次の二条を加える。

(関連事業持株会社への出資)

第二十二条の三 協会は、前条の認可を受け、

又は受けよつとするときは、関連事業持株会

社と共同して、総務省令で定めるところによ

り、当該関連事業持株会社の出資に関する計

画(以下この条及び第二十九条第一項第一号

平において「関連事業出資計画」という。)を作

成し、これを総務大臣に提出して、その関連

事業出資計画が適当である旨の認定を受ける

ことができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場

合において、当該申請に係る関連事業出資計

画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二

項の業務を遂行するために必要なものである

と認めるときは、その認定をするものとする。

資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。

一 専ら前条第四号に掲げる者を子会社(会

社がその総株主の議決権の過半数を有する

株式会社その他の当該会社がその経営を支

配している法人として総務省令で定めるも

のをいう)として保有することを目的とする

こと。

3 协会は、第一項の認定を受けた場合において、認定出資計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。
4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
5 総務大臣は、認定出資計画に従つて当該認定出資計画に記載された出資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
第二十六条第一項中「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。
第二十九条第一項第一号ル中「第六十四条の二」を「第六十四条第一項に規定する」に改め、同号力中「第二十条第九項」を「第二十条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め、同号ラ中「第二十条第八項」を「第二十条第九項」に改め、同号ム中「第二十条第十八項」を「第二十条第十九項」に改め、同号ウ中「第二十二条の下に「又は第二十二条の二」を加え、同号オ中「ノ」を「オ」に改め、同号才を同号クとし、同号中ノを才とし、ヰをノとし、ウの次に次のように加える。
ヰ 関連事業出資計画
第六十四条第一項を次のように改める。
協会の放送を受信するとのできる受信設備次に掲げるものを除く。以下の項及び第三項第二号において「特定受信設備」といいう)を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約(協会の放送の受信についての契約をいう。以下の条及び第七十条第四項において

て同じ。)の条項(以下この項において「認可契約条項」という。)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居(住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。)に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。
第二十六条第一項中「前各項」に改めた場合
口 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合
五 その他総務省令で定める事項
第六十四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項
第七十三条第二項第一号中「業務」の下に「の属する月の」を「における」に改める。
第七十二条の二第二項第一号中「いつ」の下に「の属する月の」を「における」に改める。
第七十三条第二項第一号中「業務」の下に「(専ら受信料を財源とするものを除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。
第五条 第六十四条第一項に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。
一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額
二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

三 受信契約の単位に関する事項
二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。)
一 受信契約に掲げる事項を定め」を加え、同項に次の各号を加える。
3 協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行

つた後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額(第五項第二号において「予想積立額」という。)が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間(同項において「還元実施期間」という。)の事業年度については、還元受信料額により受信料収入(協会の受信料による収入をいう。同項において同じ。)の予想額を計算した収支予算を作成しなければならない。ただし、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する收支予算を作成しないときにおける第七十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第二項」に改め、
5 第三項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。
一 基準受信料額(還元実施期間において第一項に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるように計算した受信料の額をいう。)により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額

の期間に計算した予想積立額
第八十四条中「及び第百九条」を「、第百九条及び第百十六条の二」に改める。
第九十三条第一項第六号中「その認定」を「当該認定」に改め、同項第七号中「又は移動受信用地上基幹放送」を「、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送(超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるもの)」に改め、同号末中「とこれら」を「(2)及び次項第十号において「外国人等直接保有議決権割合」といふ。」とこれらに、「とを」を「(同号ハ及び第百六十七条の二第三項ただし書に規定する理由を記載した書類)」とする。
九 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合には、当該衛星基幹放送の

業務に係る人工衛星の軌道又は位置
十 法人又は団体があつては、次に掲げる事項
イ 特定役員の氏名又は名称
ロ 外国人等直接保有議決権割合
ハ 地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合との割合
計した割合
第九十七条第二項中「認定基幹放送事業者は、」の下に「第九十三条第二項第一号、第三号若しくは第十号に掲げる事項に変更があつたときは、又は」を加え、「に該当する変更」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて同条第一項第七号ニ又はホに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものについては、この限りでない。

第百三十二条中「第九十三条第一項第七号ホ」を「第九十三条第一項第七号ニ又はホ」に、「同号ホに該当することとなつた状況その他の事情」を「次に掲げる事項」に、「その認定」を「当該認定」に改め、同項に次の各号を加える。
一 第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当する場合第一号中「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を削り、同項第三号中「その」を「当該」に改め、同項に次の二号を加える。
二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消すこととなつた状況

三 その他総務省令で定める事項
3 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないことをするか否かの決定をしなければならない。
4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定基幹放送事業者の意見を聽かなければならない。
5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定基幹放送事業者に對し、理由を付してその旨(当該決定が第二項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さることとするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間)を通知しなければならない。
第百十条の次に次の一条を加える。
(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)
第一百十条の二 基幹放送事業者(第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。)は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするとときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとすると時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

は「コミュニケーション放送」に改め、同項第二号中「地上基幹放送」を「移動受信用地上基幹放送又は「コミュニケーション放送」」とし、同項第三号中「基幹放送事業者」が「の下に「地上基幹放送（「コミュニケーション放送を除く。」）」を加え、同項第三号中「基幹放送事業者が」の下に「地上基幹放送（「コミュニケーション放送を行ふ。」）」を行う」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

号中「第一百六十六条の六」を「第一百六十六条の七」に改め、同条を「第一百六十六条の四」とし、第一百六十六条の二を「第一百六十六条の三」とし、第五章第二節第二款に次の一条を加える。

第百十六条の二 認定基幹放送事業者(法人又は団体であるものに限る。)は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

号亦(1)に掲げる者により同号亦(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合」を「外国人等間接保有議決権割合」に、「同号亦(2)に掲げる者

る者が」を「第九条第一項第十号に掲げる者」に改め、「地上基幹放送」の下に「(コ) ミュニティ放送を除く。」を加え、同条第四項中「第五条第四項第三号イに掲げる者により同

号口に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合を「第五条第四項第三号に規定する外國人等間接保有議決権割合」に改め、「である」の下に「地上基幹放送（「ミニユニアティ放送を除く。）」を行う」を加える。

六条の三第二項第五号イ」を「第一百六十二条の四第四項第五号イ」に改め、第五章第一節第三款中同条を第一百六十二条の七とし、第一百六十二条の五を第一百六十二条の六とし、第一百六十二条の四を第一百六十二条の五とする。

第一百六条の三第二項第五号及び第三項第四

と、二の下に行うを加え、地上基幹放送を
を削る。

「(2)及び次項において「外国人等直接保有議決権」

「権割合」というと「これら」に、「とを」を「(同項)
第七号において「外国人等間接保有議決権割合」

「占める」を「ある」に改め、議決権の削除。同号口2)中

「(1)に掲げる者により直接に占められる議決権

の書合」を「外国人等直接保有議決権書合」に改め、同号へ中「第二項」を「第六項」に改め、同号

チ中「第二十七条の十五第一項」を「第二十七条の十六第一項」に、
「第二項」を「第六項」に改

め、同条第三項第一号中「並びに代表者の氏名」

を削り 同巧第五号を同巧第八号とし
四号の次に次の三号を加える。

五 申請対象会社の特定役員の氏名

割合

十一 日語文參會社の外國人等直接保有議決權割合と割合と外国人等間接保有議決權割合とを合

計した割合

め、「変更」の下に「(同項第五号から第七号まで
こ~~そ~~る事項こあつては、当該変更こはつて同

第二項第五号イ又はロに該当することとなる

（それが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）」を加える。

第一百六十一條第二項中「第九十三條第一項第
七号亦⁽¹⁾」を「外国人等間接保有議決権割合」

あるのは「第百五十九条第二項第五号口に規定

3 第一条改正後電波法第百三條の二第一項の規定による電波利用料の金額が第一条改正前電波

法第百三條の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行

日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、第一条改正後電波法第百三條の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち當該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

(受信契約の条項の認可に関する経過措置)
第七条 施行日以後日本放送協会(次条において「協会」という)が新放送法第六十四条第三項の規定により最初に変更の認可を受けるべき同条第一項に規定する受信契約の条項(同条第三項第四号(口に係る部分に限る)に掲げる事項に係る部分に限る)については、同条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第四号(口に係る部分に限る)に掲げる事項」と、「あらかじめ」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)の施行の日から起算して六月以内に」と、「ならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「ならない」とする。

(還元目的積立金に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する協会の剩余金の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した額は、新放送法第七十三条の二第一項の還元目的積立金として積み立てられたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第一条改正後電波法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査、第一条改正後電波法第二十六条の三第一項に規定する有効利用評価、第一条改正後電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局及び新放送法第二十二条の二に規定する関連事業持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を目途として、第二条改正後電波法及び新放送法の規定に基づく外国人等による議決権の保有制限等に係る制度並びに新放送法第二十条の二に規定する基幹放送の休止及び廃止に関する公表に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第一百十一号)第三十四条

第十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十三条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)の一部を次のよう改正する。

第百三十五条中「[の月額]」を「[の額]」に改める。
(国家戦略特別区域法の一部改正)

第百三十五条の二第二項第三号亦(1)(vi)中「[第二十七条の二十三第一項]」を「[第二十七条の二十六第一項]」に改める。

第十四条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百三十五条中「[の月額]」を「[の額]」に改める。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

官 報 (号 外)

第明治二十九年三月三十日認可

令和四年六月三日

参議院会議録第二十八号

発行所
二東京都一〇五番地五丁目虎ノ門四四五二二五
行政法人独立行政法人印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 三三〇円